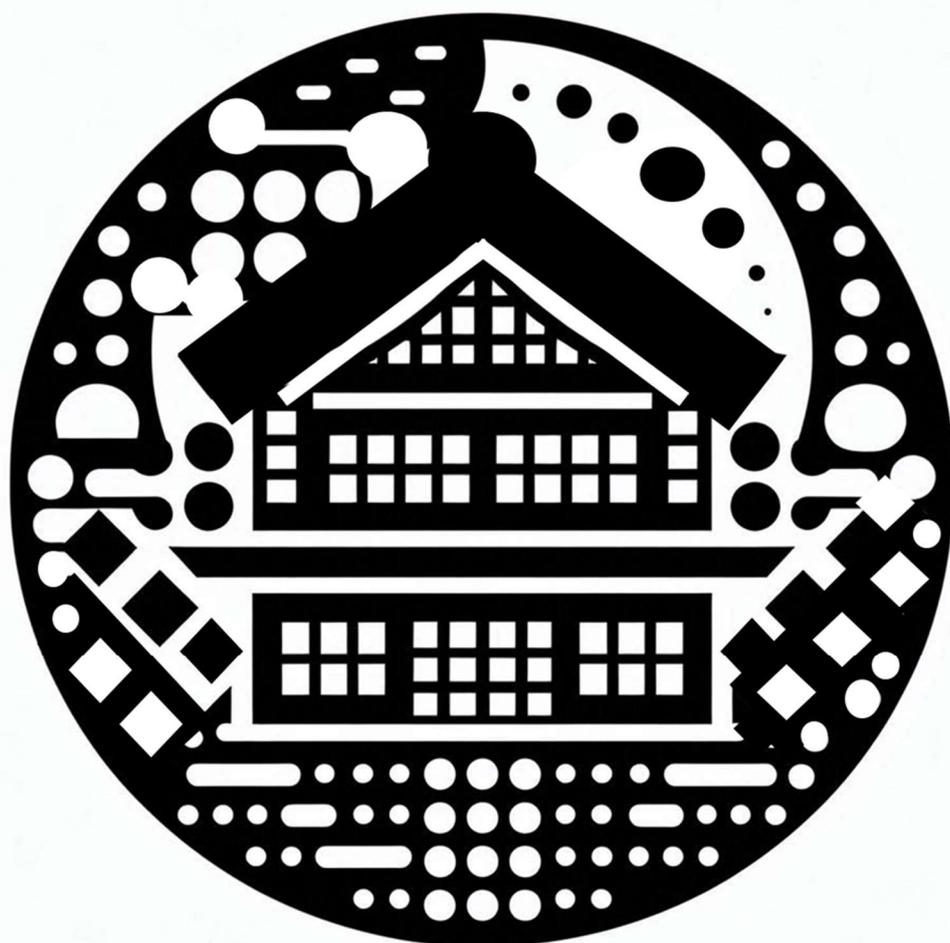


# 旅館業

のてびき



Tokyo kita Public Health Center  
東京都北区保健所

# 目次

旅館業法の目的 .....	1
1. 旅館業とは.....	1
2. 旅館業法の適用.....	1
3. 旅館業の種別 .....	1
I. 申請・届出の手続き .....	2
I-1 開業までの流れ .....	2
I-2 新規申請時に必要な書類等 .....	4
I-3 その他の申請に必要な書類等 .....	6
I-4 変更・廃止に必要な書類.....	7
II. 関連法規等 .....	8
II-1 関連法規 .....	8
II-2 関係機関問い合わせ先 .....	8
III. 旅館業の許可に関する基準等 .....	9
III-1 共通基準 .....	9
III-2 旅館・ホテル営業.....	12
(1) 構造設備 .....	12
(2) 管理体制 .....	19
III-3 簡易宿所営業.....	20
(1) 構造設備 .....	20
(2) 管理体制 .....	30
III-4 下宿営業 .....	33
(1) 構造設備 .....	33
(2) 管理体制 .....	39
IV. 衛生管理基準等 .....	40
V. 宿泊者名簿等.....	42
V-1 宿泊者名簿.....	42
V-2 従事者名簿.....	42

## 旅館業法の目的

この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

### 1. 旅館業とは

「旅館業」とは、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、宿泊者が宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則とし、構造設備等により「①旅館・ホテル営業」、「②簡易宿所営業」、「③下宿営業」に分けられます。

### 2. 旅館業法の適用

宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、反復継続の意思を持ち、かつ、その行為が社会性を有して行われれば、住宅宿泊事業の届出を行った住宅を除き、全て法が適用されます。例えば、会員制度の宿泊施設、工場等の寮その他特定人を対象とする宿泊施設も法の適用を受けます。

#### ①宿泊について

寝具を使用して旅館業営業施設を利用することをいいます。

#### ②宿泊料、室料について

宿泊料、室料は、宿泊者又はその代理人等から金銭又は現物等の名称の如何を問わず宿泊の代価に当たるものをいい、宿泊の代価の全部又は一部を徴収する場合は全て法の適用を受けます。

#### ③寝具について

宿泊に際し、利用者が自己の寝具を持参して使用する場合も法の適用を受けます。

#### ④利用時間について

時間単位で利用する施設でも、寝具を使用する限り、法の適用を受けます。

#### ⑤ウィークリーマンション等

いわゆるウィークリーマンション等については、施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が経営者にあるものと社会通念上認められ、利用の期間が1ヵ月未満であって、目的等からみて、宿泊者が宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則としている場合、法の適用対象施設として取り扱います。

### 3. 旅館業の種別

#### ①旅館・ホテル営業

宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。

#### ②簡易宿所営業

宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの。なお、構成する全ての宿泊室についてそれぞれ一団団で利用させる営業の施設（以下、「不在型施設」）で、客室数5室以下かつ宿泊定員10人以下を満たし、玄関帳場に代替する機能を有する設備や緊急時の体制を整備しているため、玄関帳場の設置や営業従事者の常駐が不要になる場合についても含む。

#### ③下宿営業

一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させるもの。

# I. 申請・届出の手続き

## I-1 開業までの流れ

旅館業を営む場合は、旅館業法に基づく許可が必要です。

### ① 用途地域・地区計画・建物用途の確認

- (1) 都市計画法上、旅館ができる場所か確認する（用途地域、地区計画）。
- (2) 建築士等へ相談。建築基準法、東京都建築安全条例の遵守（窓先空地、避難器具設置等）。上記を確認後、②へ進んでください。

### ② 保健所へ事前相談

旅館業法では、人的要件や設置場所といった共通の基準（Ⅲ-1 参照）に加え、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業の区分に応じた基準（Ⅲ-2、Ⅲ-3、Ⅲ-4 参照）が定められています。

また、建築基準法令、消防法令等の関係法令にも適合する必要があります（P.8 参照）。食品衛生法の許可が必要なときは、保健所の担当部署をご案内します。その他、クリーニングの取次や、宿泊者以外の入浴施設利用等の事業を計画する際には、他法令の適用を受ける場合があるので、あらかじめ保健所にご相談ください。

<事前相談時にご用意いただく書類等>

- (1) 営業予定施設の平面図
- ・ 宿泊室等の面積
  - ・ 洗面台、便所及び手洗設備、浴室
  - ・ ガス設備の有無
  - ・ 玄関帳場の位置（不在型施設の場合は玄関帳場等の代替設備）
- (2) 建物の概要
- ・ 階建て及び使用階
  - ・ 使用階の延床面積
  - ・ 建物の所有権の有無（自己所有又は賃貸借の別）
- (3) 営業の概要
- ・ 旅館業の種別（P.1 参照）
  - ・ 営業者（個人、法人の別）
  - ・ 宿泊定員数
  - ・ 管理方法

### ③ 事前周知

旅館業を行う旨、営業施設周辺の方に周知してください。（P.11 参照）。周知を実施したら速やかに保健所へ報告してください。

次ページへ

## ④ 申請書の提出

申請書等必要書類を揃え、申請をしてください (P. 4~5 参照)。

新規施設の場合は、建築確認申請後すみやかに、既存建築物の場合は計画が決まり次第、申請してください。特に、以下「⑤-(2)」の意見照会が必要な場合にあつては、申請時期が営業開始間際にならないようご注意ください。

## ⑤ 関係機関への通知・照会

申請後、保健所から関係機関へ通知・意見照会を行います。

(1) 消防署長に申請があつたことを通知します。

(2) 申請施設が学校・児童福祉施設・社会教育施設などの敷地からおおむね 100 メートルの区域内にある場合、その施設を所管する知事・区長・教育長等に対し、旅館業施設の設置について意見照会を行います。(P. 10 参照)

## ⑥ 施設検査

(1) 中間検査 (新築の場合のみ)

部屋の面積を確認できるところまで、工事が進んだ時点で保健所へ連絡してください。

申請図面との照合をします。

(2) 完成検査

構造設備等が許可基準に適合し、営業が開始できる状態になっていることを確認します。建築検査 (建築物検査済証の交付) が完了後、申請者からの連絡を受け、検査日を定めて検査に伺います。

許可処分までの期間は、施設完成から土日祝日を除き 20 日間 (照会施設がある場合は 48 日間)です。

## ⑦ 許可

許可処分後に許可書を交付します。

許可書の再交付は出来ませんので、大切に保管してください。

## ⑧ 開業

宿泊者名簿等 (P. 42 参照) を備え付け、衛生管理基準等 (P. 40~41 参照) を遵守の上、適切に営業してください。

## I - 2 新規申請時に必要な書類等

申請には、下記の書類等が必要です。申請書類は、「1部」と記載のある書類を除き、正副2部ご用意ください。

また、申請時には、申請者本人の本人確認できる書類（マイナンバーカードや運転免許証等）を確認させていただきます。

### 1. 共通して必要な書類

必要書類	備考	部数
① 営業許可申請書		正副2部
② 構造設備の概要		
③ 営業者の申告書	・欠格事項に該当しない旨(法第3条第2項第1～8号) ・法人の場合は取締役以上全員分が必要	
④ 営業施設周辺の見取図	・営業施設を中心に半径300m以内の範囲を明記	
⑤ 建築物の図面	・配置図 ・立面図 ・各階平面図※1	
⑥ 設備の図面	・照明配線図 ・空調設備図 ・給排水設備図(含給排水系統図)	
⑦ 周知実施報告書	・営業施設の敷地の境界線端から15m以内の建物の使用者 ・周知先の建物が共同住宅の場合は当該建築物にある全ての居室が対象 ・周辺地域の町会・自治会から要望あった場合は当該町会・自治会の長 ・意見集約のため1週間前までに対象全戸に周知が完了していること	1部

※1 各階平面図には客室、格納戸棚、寝具類の収納設備、清掃用具の保管場所、廃棄物の保管場所等の区分を記入すること。

### 2. 申請手数料

旅館・ホテル営業	30,600円
簡易宿所営業・下宿営業	16,500円

### 3. ガス設備を設ける場合に必要な書類

ガス配管図		正副2部
-------	--	------

### 4. 営業者が法人の場合に必要な書類

① 定款又は寄附行為の写し	・原本証明を付けること	正副2部
② 登記事項証明書	・現在事項証明書又は履歴事項全部証明書 ・発行から6ヶ月以内 ・原本確認必須 ・登記情報提供サービスから取得する場合は照会番号が記載されたもの	

5. 営業者が建物所有者である場合に必要な書類

建築物の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者であることを確認する</li> <li>・当該使用部分の建築物の登記事項証明書</li> <li>・発行から6ヶ月以内</li> <li>・原本確認必須</li> <li>・登記情報提供サービスから取得する場合は照会番号が記載されたもの</li> </ul>	正副2部
-------------	--	------

6. 営業者が建物の賃借人である場合に必要な書類

① 賃借人が転貸を承諾したことを証する書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃借人が旅館業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面であること</li> </ul>	正副2部
② 建築物の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該使用部分の建築物の登記事項証明書</li> <li>・発行から6ヶ月以内</li> <li>・原本確認必須</li> <li>・登記情報提供サービスから取得する場合は照会番号が記載されたもの</li> </ul>	

7. 営業者が建物の転借人である場合に必要な書類

① 賃借人及び転貸人が転貸を承諾したことを証する書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃借人及び転貸人が旅館業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面であること</li> </ul>	正副2部
② 建築物の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該使用部分の建築物の登記事項証明書</li> <li>・発行から6ヶ月以内</li> <li>・原本確認必須</li> <li>・登記情報提供サービスから取得する場合は照会番号が記載されたもの</li> </ul>	

8. 営業施設のある建築物に2以上の区分所有者が存する場合であって当該建築物に人の居住の用に供する専有部分があるときに必要な書類

① 当該専有部分の用途に関する規約の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理組合が営業施設において旅館業を営むことを禁止する意図がないことが記載されていること</li> </ul>	正副2部
② 管理組合が旅館業を禁止する意図がないことを確認した書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約に旅館業を営むことについての定めがない場合に必要</li> </ul>	

9. 管理者を外部委託する場合に必要な書類

外部委託の契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて「火災監視」や「非常時対応」の契約内容が記載されたもの</li> </ul>	正副2部
-------------	--	------

10. 簡易宿所営業のうち不在型施設の場合に必要な書類

① 施設の管理方法を示した書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関帳場の代替要件となっているため事前審査が必要</li> </ul>	正副2部
② 玄関帳場等に代替する機能を有する設備の資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入り確認する機器の説明書</li> <li>・宿泊者との面接と宿泊者名簿の記載に使うICT機器(以下、ICT機器)の説明書</li> <li>・デジタルキーの説明書</li> <li>・防犯カメラ・ICT機器・デジタルキーの設置場所を示す図面</li> </ul>	
③ 緊急時対応体制の資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理誓約書</li> <li>・従事者名簿(自ら実施する場合)または契約書(委託する場合)の写し</li> <li>・施設に駆けつけるルートを示す地図</li> <li>・通話機器の説明書</li> <li>・通話機器の設置場所を示す図面</li> </ul>	
④ 標識の掲示場所を示す資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標識の掲示場所を示す図面</li> </ul>	

その他に管理体制を説明するうえで必要な資料があれば追加で用意してください。

## I-3 その他の申請に必要な書類等

各種届出の書類は正副2部必要です。

### 名義変更（個人⇄法人含む）・営業種別の変更

同一施設で営業者又は営業種別（下宿営業への変更を除く）が変わる場合は、新規の許可手続きが必要となります。「I-1 開業までの流れ」と、同様の手続きです。なお、既存施設の許可については現営業者が廃止手続きをしてください。

### 大規模変更

50%以上の構造変更及び100%以上の増築・改築等は、新規の許可手続きが必要となります。「I-1 開業までの流れ」と、同様の手続きです。既存施設の許可については廃止手続きを行ってください。

### 法人の合併・分割

法人が合併又は分割し、事業を継続する場合、合併又は分割の登記前に承認を受けてください。（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して、営業者たる法人が存続する場合を除く）承認申請時期は、合併又は分割契約を締結し、それを承認する総会の承認後です。

申請には、下記の書類等が必要になりますが、営業形態により他の書類等も必要となる場合があります。事前にお問い合わせください。

- ①旅館業営業承継承認申請書（合併用・分割用）
- ②定款又は寄附行為の写し（原本証明を付けること）
- ③登記事項証明書（合併又は分割登記後に提出）
- ④手数料（9,700円）
- ⑤申告書

### 相 続

個人営業で営業者が死亡した場合、相続人が引き続き旅館業を営もうとするときは、被相続人の死亡後、60日以内に申請し、承認を受けてください。（この場合、営業は継続可能。なお、60日を超えると名義変更の新規申請となります）

申請は、下記の書類等が必要になりますが、営業形態により他の書類等も必要となる場合があります。事前にお問い合わせください。

- ①旅館業営業承継承認申請書（相続用）
- ②戸籍謄本（全部事項証明書）
- ③相続人が2人以上ある場合、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- ④手数料（9,700円）
- ⑤申告書

## 事業譲渡

事業を譲渡する場合、譲渡前に承認を受けてください。

申請は、下記の書類等が必要になりますが、営業形態により他の書類等も必要となる場合があります。事前にお問い合わせください。

- ①旅館業営業承継承認申請書（譲渡）
- ②旅館業の譲渡を証する書類
- ③定款又は寄附行為の写し（原本証明を付けること） ※譲受人が法人の場合
- ④登記事項証明書 ※譲受人が法人の場合
- ⑤手数料（9,700円）
- ⑥申告書

## I-4 変更・廃止に必要な書類

届出事項	届出書類等
施設名称等の変更	①変更届
営業者（個人）の住所変更・改姓	①変更届 ②証明書類の提示
法人の代表者・役員変更	①変更届 ②法人の登記事項証明書（変更の履歴がわかるもの） ③申告書
法人の名称・本店所在地変更	①変更届 ②法人の登記事項証明書（変更の履歴がわかるもの）
構造設備の変更（50%未満の変更） 客室定員の面積基準内の変更	①変更届 ②変更内容の仕様書 ③変更内容の図面
廃止・停止	①廃止（停止）届 ②廃止の場合は許可書

## Ⅱ. 関連法規等

### Ⅱ－１ 関連法規

都市計画	<p>○都市計画法における住居専用地域、文教地区では、旅館業としての建物の建築、使用、旅館業への用途変更、増改築を禁止しています。</p> <p>○地区計画により建築物の用途が制限されている場合があります。地区計画を把握し、申請予定施設の所在地において旅館業の営業が可能か確認してください。</p>
建築	<p>○旅館業の施設は、建築基準法令に適合していなければなりません。適切な建築確認申請手続きを行ってください。</p> <p>○中高層建築物を建築しようとするときは、近隣住民との紛争を避けるため、建築計画の掲示の義務があります。</p>
消防	<p>○旅館業の施設は、消防法令に適合していなければなりませんので、消防署に消防法令適合通知交付申請を行ってください。</p>
警察	<p>○業態によっては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により、構造設備や設置場所に規制（学校、図書館、児童福祉施設から100メートル以内の新設は禁止）がかかる場合がありますので、所管の警察署にご相談ください。</p>
廃棄物	<p>○施設から排出される廃棄物は、全て事業系廃棄物として、事業者の責任において適正に処理する義務があります。</p>
飲食	<p>○食事の提供をはじめ、飲食物を取扱う場合は、食品衛生法の許可が必要な場合があります。保健所の担当を案内しますのでご相談ください。</p>

### Ⅱ－２ 関係機関問い合わせ先

項目	所管官庁	電話	所在地
用途地域・地区計画	北区役所都市計画課 (区役所第一庁舎3階)	3908-9152	北区王子本町1-15-22
建築確認等	北区役所建築課 (区役所第一庁舎7階)	3908-9166	北区王子本町1-15-22
消防	王子消防署予防係 赤羽消防署予防係 滝野川消防署予防係	3927-0119 3902-0119 3916-0119	北区王子4-28-1 北区赤羽南1-10-4 北区西ヶ原2-1-1
風俗営業の規制等	王子警察署保安係 赤羽警察署保安係 滝野川警察署保安係	3911-0110 3903-0110 3940-0110	北区王子3-22-22 北区神谷3-10-1 北区西ヶ原2-4-1
廃棄物の処理	北区清掃事務所事業管理係 滝野川清掃庁舎	3913-3077 3800-9191	北区豊島8-4-3 北区東田端2-18-15

## Ⅲ. 旅館業の許可に関する基準等

### Ⅲ－１ 共通基準

項目	基準等
人的要件	<p>○申請者が次のいずれかに該当するときは、許可を与えない場合がある。[法 3-2]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 精神の機能の障害により旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</li> <li>2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li> <li>3. 禁錮以上の刑に処され、又は旅館業法若しくは旅館業法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</li> <li>4. 法第8条の規定（行政処分）により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</li> <li>5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（8において「暴力団員等」という。）</li> <li>6. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの</li> <li>7. 法人であって、その業務を行う役員のうち1から5までのいずれかに該当する者があるもの</li> <li>8. 暴力団員等がその事業活動を支配する者</li> </ol> <p>●許可の取り消し等[法 8]</p> <p>区長は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第3条第2項各号（第4号を除く。）に該当するに至ったときは、同条第1項の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 刑法第174条、第175条、第182条又は第183条の罪</li> <li>2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する罪（同法第2条第4項の接待飲食等営業及び同条第11項の特定遊興飲食店営業に関するものに限る。）</li> <li>3. 売春防止法第2章に規定する罪</li> <li>4. 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2章に規定する罪</li> <li>5. 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二章に規定する罪</li> </ol> <p>○申請時において当該事項に該当しない旨の申告書を添付する。なお、法人の場合は、明確に業務を行わないとわかる取締役以外は、取締役全員の申告書を添付する。明確に業務を行わない取締役がいる場合は役員の仕事分掌表を添付する。財団法人、特殊法人等の場合、代表者の他に業務を行う理事、役員についても添付する。[要領]</p>

項目	基準等
設置場所	<p>○許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときは、許可を与えない場合がある。[法 3-3]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園  <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">〔</span> 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、  <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">〕</span> 特別支援学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園</li> <li>2. 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く）  <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">〔</span> 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、  <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">〕</span> 児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、  <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">〔</span> 児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">〕</span></li> <li>3. 社会教育法第2条に規定する社会教育に関する施設等で区の条例で定めるもの</li> </ol> <p>●社会教育施設等      法第3条第3項第3号の規定に基づく施設は、次のとおりとする。[条3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第134条第1項に規定する各種学校で、その教育課程が同法第1条に規定する学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの</li> <li>・図書館法第2条第1項に規定する図書館</li> <li>・博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、特に区長が必要と認めて指定するもの（告示指定施設）</li> <li>・都市公園法第2条第1項に規定する都市公園（緑地を除く。）及び東京都北区立児童遊園条例第2条に規定する児童遊園 [告示]</li> </ul> <p>○施設の外壁、屋根、広告物及び外観等は、立地場所における周囲の善良な風俗を害することがないように意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。          [国通知 S59. 8. 27]</p>
施設一般	<p>○善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。[令 3-* -1]</p> <p>○善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。[令 3-* -2]</p> <p>○施設の外部には、人の性的好奇心をそそるおそれのある休憩料金その他の表示を示す広告物を備え付けてはならないこと。[国通知 S59. 8. 27]</p> <p>○教育施設等からおおむね100メートル以内の施設においては、各室及びホール等の施設の内部を教育施設等から見透かせないよう一定の遮蔽物を設けること。[要領]</p> <p>○許可を取得するにあたっては、住居その他の施設と旅館業の施設が区画され、これらが混在していない構造であることが望ましい。[要領]</p>

項目	基準等
事前周知	<p>○申請を行う日の前日までに、営業施設ごとに旅館業を営む旨その他規則で定める事項について、規則で定める者に対し、書面により周知するよう努めなければならない。[条2]</p> <p>(1) 周知事項（規則で定める事項）[細 8-1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業施設の名称</li> <li>・営業施設の所在地</li> <li>・営業開始予定日</li> <li>・営業者氏名及び緊急連絡先</li> <li>・管理業務を委託する場合は、管理者氏名及び緊急連絡先</li> <li>・周辺住民等からの問い合わせの方法</li> </ul> <p>(2) 周知対象（規則で定める者）[細 8-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業施設の敷地の境界線に接する敷地に存する建築物の使用者</li> <li>・営業施設の敷地の境界線から道路又は通路を挟んで隣接する建築物の敷地の境界線までの水平距離が 15m以内である場合には、当該建築物の使用者</li> <li>・営業施設が共同住宅である一棟の建築物に存する場合は、当該建築物にある全ての居室の使用者</li> <li>・営業施設の周辺地域の町会又は自治会から要望があった場合は、当該町会又は自治会の会長</li> </ul> <p>○周知にあたっては、周辺住民等との相互の信頼関係が重要であるため、個別訪問による対面しての説明と周知事項を記載した書面をその際の手渡しすることを原則とする。個別訪問した際に、意見申出方法及び問い合わせ先に関する案内を行い、問い合わせ等に対しては誠意をもって対応するとともに、出た意見については必要に応じて利用者への説明事項に追加して宿泊者に配慮を求めること。[要領]</p> <p>○申請の前日までに、個別訪問による説明と意見の申立ての集約が完了できるスケジュール（少なくとも申請の 1 週間前には対象全戸に周知を済ませておくこと）で実施すること。周知完了後に、実施報告をすること。[要領]</p>

## Ⅲ－２ 旅館・ホテル営業

### (1) 構造設備

項目	基準
客室	<p>○一客室の床面積は、7㎡（寝台を置く客室にあつては、9㎡）以上であること。[令1-1-1, 条8-*2ア]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一客室の構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。[細16-1]</li> <li>・宿泊者が立ち入らない部分である押入れ、床の間等は含まれない。[要領]</li> <li>・客室の床面積は、内法により算定したものであること。[要領]</li> </ul>
客室の最高収容定員	<p>○一客室の有効面積3㎡について1人[条5-*6ア]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一客室の有効面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする（客室に付随する浴室、便所、押入、床の間等は含まれない。）。[細9][要領]</li> </ul> <p>○有効面積の算定は内法により行い、各客室に表示する定員数は、有効面積から算定される最高宿泊定員を超えないこと。[要領]</p>
寝台	<p>○寝台を置く場合は、以下を参考にすること。[要領]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝台は幅員0.85m、長さ1.95mの広さを有すること（幅員1.0m、長さ2.1m以上が望ましいこと）</li> <li>・寝台は、床面からマットレスの上面までの高さがおおむね0.4m以上あること</li> <li>・寝台を隣接して置く場合は、おおむね0.75m以上の間隔を有することが望ましいこと</li> <li>・マットレスは適当な厚さを有しており、おおむね10cm程度の厚さが望ましいこと</li> <li>・毛布は身体を包むのに十分な大きさを有しており、おおむね幅員1.4m、長さ2.3m以上が望ましいこと</li> </ul>
客室のガス設備（設ける場合）	<p>○客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。[条8-*6]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用の元栓を有すること。[条8-*6ア]</li> <li>・ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。[条8-*6イ]</li> </ul>
物品	<p>○施設の外壁、屋根、広告物及び外観等は、立地場所における周囲の善良な風俗を害することがないよう意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。[国通知S59.8.27]</p>
換気	<p>○適当な換気の設備を有すること。[令1-1-3]</p> <p>○営業施設については、次の換気措置を講じること。[条5-*1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。[条5-*1ア]</li> <li>・機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。[条5-*1イ]</li> </ul>

項目	基準																																	
客室の採光	<p>○睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。[条 8-*2 イ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>睡眠、休憩等の用に供する部分には、有効床面積の 10 分の 1 を目安とした面積の窓を設置すること。[要領]</li> </ul> <p>○前面に空地がある等衛生上支障がない場合を除き、客室を地階に設けてはならないこと。[条 8-*2 ウ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採光が全く得られない窓のない部屋は客室として認められないため、地階に客室は原則設けることができない。[要領]</li> </ul>																																	
照明	<p>○適当な採光、照明の設備を有すること。[令 1-1-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設内の場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を有すること。[条 5-*2]</li> <li>施設内の各場所の床面それぞれの位置において以下の照度が確保されていることが望ましい。[要領]</li> </ul> <table border="1" data-bbox="276 725 1441 1485"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>照度 (ルクス)</th> <th>測定地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●玄関帳場 (フロント)</td> <td>700～1,500</td> <td>作業面</td> </tr> <tr> <td>玄関、会計事務室、荷物受渡台、 ●客室机、●洗面鏡</td> <td>300～700</td> <td>玄関は床面、客室等の机は作業面、洗面鏡は主に対人物鉛直面照度、その他は作業面</td> </tr> <tr> <td>宴会場又はホールその他これに類する場所</td> <td>150～700 (舞台照明は含まない)</td> <td>床面</td> </tr> <tr> <td>事務室、食堂その他飲食に使用する場所</td> <td>150～300</td> <td>作業面 (約 80 cm の高さ)</td> </tr> <tr> <td>ロビー、便所</td> <td>70～300</td> <td>床面</td> </tr> <tr> <td>娯楽室、脱衣室、客室、階段、廊下</td> <td>70～150</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>非常階段、廊下</td> <td>30～70</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>30～150</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>客室、廊下、階段の夜間専用照明設備</td> <td>1.5～3</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場所</td> <td>100 以上</td> <td>床面から 80 cm の高さ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ●印の作業場所は、局部照明を併用することによって必要な照度を得ることができる。</p>	場所	照度 (ルクス)	測定地点	●玄関帳場 (フロント)	700～1,500	作業面	玄関、会計事務室、荷物受渡台、 ●客室机、●洗面鏡	300～700	玄関は床面、客室等の机は作業面、洗面鏡は主に対人物鉛直面照度、その他は作業面	宴会場又はホールその他これに類する場所	150～700 (舞台照明は含まない)	床面	事務室、食堂その他飲食に使用する場所	150～300	作業面 (約 80 cm の高さ)	ロビー、便所	70～300	床面	娯楽室、脱衣室、客室、階段、廊下	70～150	〃	非常階段、廊下	30～70	〃	浴室	30～150	〃	客室、廊下、階段の夜間専用照明設備	1.5～3	〃	上記以外の場所	100 以上	床面から 80 cm の高さ
場所	照度 (ルクス)	測定地点																																
●玄関帳場 (フロント)	700～1,500	作業面																																
玄関、会計事務室、荷物受渡台、 ●客室机、●洗面鏡	300～700	玄関は床面、客室等の机は作業面、洗面鏡は主に対人物鉛直面照度、その他は作業面																																
宴会場又はホールその他これに類する場所	150～700 (舞台照明は含まない)	床面																																
事務室、食堂その他飲食に使用する場所	150～300	作業面 (約 80 cm の高さ)																																
ロビー、便所	70～300	床面																																
娯楽室、脱衣室、客室、階段、廊下	70～150	〃																																
非常階段、廊下	30～70	〃																																
浴室	30～150	〃																																
客室、廊下、階段の夜間専用照明設備	1.5～3	〃																																
上記以外の場所	100 以上	床面から 80 cm の高さ																																
排水	<p>○適当な防湿及び排水の設備を有すること。[令 1-1-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。[条 5-*3]</li> </ul>																																	
寝具格納設備	<p>○宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。[条 8-*3]</p> <p>○寝具類の収納設備を設ける場合には、清掃用具の保管場所とは別に設け、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。[条 8-*4]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>和室の場合等、押入等の収納戸棚は原則として各室に設置し、それにより難しい場合は従事者の利用しやすい位置に、清掃用具の保管場所とは別に、寝具の収納に十分な広さを有する収納室 (リネン室) 等を必要に応じて設置すること。[要領]</li> </ul>																																	

項目	基準
玄関 帳場	<p>○宿泊者の利用しやすい位置に受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。 ただし、客室数5室以下かつ宿泊定員10人以下の営業施設であって、営業者が自己の生活の本拠として使用する住宅（以下、「居住型施設」）については、この限りでない。[条8-*1] [細17]</p> <p>○玄関帳場（フロント）を設ける場合は、利用者の出入口、特に入口においては、営業者と宿泊しようとする者が必ず応接できる構造とすること。営業者と全く応接せず客室に自由に入出入りできる構造となるものは認められない。[要領]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関帳場には、カウンターを設け、長さが1.8m以上、面積が3㎡以上の広さのものであることが望ましい。[要領]</li> <li>・玄関帳場の内側には、カウンターから適当な距離を隔てて客室の鍵を保管する設備を有し、カウンターの外側には収容定員に応じて十分な広さを確保し、1.6m以内には植木やカーテン等の宿泊事務に支障となる物品を備え付けないようにすることが望ましいこと。[要領]</li> <li>・管理棟により管理する場合には、適当なフロント等を設け、車により入場する者を十分に確認できる構造とすること。[要領]</li> <li>・玄関帳場（フロント）には、宿泊者その他の利用者の出入りを容易に見ることができないような囲いを設けたり、また相対する宿泊者等に直接面接できないような構造等の措置を講じたりしてはならないこと。[国通知 S59.8.27]</li> <li>・営業者が居住している場合で、玄関帳場の設置を緩和できる規定は、住居の一出入口からすべての宿泊者が出入りし、空間として一体性を有しているため、営業者が緊急時にただちに対応できる状態であることを想定しており、長屋のように出入口が分離できるものは該当しない。[要領]</li> </ul>
便所	<p>○適当な数の便所を有すること。[令1-1-6]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大便器はおおむね幅員0.9m、奥行1.2m以上の広さを有する構造が望ましい。[要領]</li> <li>・座便式便所を設ける場合は、便所の正面の出入口からおおむね0.4m以上の間隔を有することが望ましい。[要領]</li> <li>・小便器を隣接して設ける場合、小便器の間は、おおむね0.7m以上の間隔を有することが望ましい。[要領]</li> </ul> <p>○宿泊者の利用しやすい位置に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。[条8-*7ア]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗設備には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるよう備えること。[条5-*9]</li> </ul> <p>○便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設けること。ただし、これにより難い場合には、宿泊定員に応じた適当な数を施設全体で有すること。[条8-*7イ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「これにより難い場合」とは、施設が小規模であり、かつ各階ごとの面積が狭く、便所や浴室等の水まわりの設備を特定の階にまとめるような場合のことであって、各階ごとに定員が十分に確保されているような施設に適用されるものではない。[要領]</li> <li>・共同便所を設ける場合、最低限設置される便器は、男女各1個以上となる。便器の数は、下表に定める数以上であることが望ましい。便器数は当該階ごとの宿泊定員に応じた数を設置すること。設置場所については、調理室や配膳室がある場合等、衛生を確保すべき場所からおおむね3m以上の距離をとるなど、十分に配慮すること。[要領]</li> </ul>

項目	基準																									
便所	<table border="1" data-bbox="269 194 1481 389"> <tr> <td>収容定員</td> <td>1～5</td> <td>6～10</td> <td>11～15</td> <td>16～20</td> <td>21～25</td> <td>26～30</td> <td>31～300</td> <td>301以上</td> </tr> <tr> <td>便器数</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>10人に1加算 (※)</td> <td>20人に1加算 (※)</td> </tr> </table> <p data-bbox="758 400 1469 427">※10人に満たない端数は10人、20人に満たない端数は20人とする。</p> <ul data-bbox="284 448 1458 667" style="list-style-type: none"> <li>・共同便所は原則として男女別に設けなければならないが、施設が単一性別の専科である場合で、従業員も単一性別のみであり、男女区分が必要ないと客観的に認める場合は、事前に協議すること。なお、ここでの性別は「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」（令和5年6月23日付薬生衛発0623第1号）に基づく性別であり、身体的特徴をもって判断されるものであることに留意すること。〔要領〕</li> </ul>								収容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～300	301以上	便器数	2	3	4	5	6	7	10人に1加算 (※)	20人に1加算 (※)
収容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～300	301以上																		
便器数	2	3	4	5	6	7	10人に1加算 (※)	20人に1加算 (※)																		
洗面設備	<ul data-bbox="247 687 1458 958" style="list-style-type: none"> <li>○宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。〔令1-1-5〕</li> <li>・洗面所には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。〔条5-*9〕</li> <li>○共同洗面所を設ける場合には、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができるよう適当な数を有すること。〔条8-*8〕</li> <li>・共同洗面所の給水栓の数は、次の表により得られる数以上であることが望ましい。〔要領〕</li> </ul> <table border="1" data-bbox="269 965 1449 1064"> <tr> <td>収容定員</td> <td>1～5</td> <td>6～10</td> <td>11～15</td> <td>16～20</td> <td>21～25</td> <td>26～30</td> <td>31以上</td> </tr> <tr> <td>給水栓数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>10人に1加算 (※)</td> </tr> </table> <p data-bbox="721 1075 1469 1102">※10人に満たない端数は10人、20人に満たない端数は20人とする。</p> <ul data-bbox="284 1122 1458 1249" style="list-style-type: none"> <li>・共同洗面設備（2給水栓以上を隣接して設け、ひとつの受水槽を共用するものをいう。）を設ける場合は、給水栓の間におおむね0.7m以上の間隔を有していることが望ましい。〔要領〕</li> <li>・共同洗面所の設置場所は、宿泊者の利用しやすい場所とすること。〔要領〕</li> </ul>								収容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31以上	給水栓数	1	2	3	4	5	6	10人に1加算 (※)		
収容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31以上																			
給水栓数	1	2	3	4	5	6	10人に1加算 (※)																			
浴室	<ul data-bbox="247 1265 1458 1921" style="list-style-type: none"> <li>○当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。〔令1-1-4〕</li> <li>○清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。〔条8-*5ア〕</li> <li>○浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水溝を適当な位置に設けること。〔条8-*5イ〕</li> <li>○共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。〔条8-*5ウ〕</li> <li>・脱衣室の面積は、浴室面積の50%以上が望ましい。〔要領〕</li> <li>・洋式浴室（利用者が自ら浴槽水を給湯及び排水できる構造）を設ける場合は、シャワー設備を備え付け、水又は適当な温度の湯を十分に供給でき、湯の温度を調整できる装置を有するものであること。〔要領〕</li> <li>・和式浴室（浴槽水を利用者ごとに取り替えないで使用する浴槽を付置した浴室）を設ける場合は、十分な数の上がり湯栓及び水栓を備え付けること。浴槽内面積、洗い場面積、水栓の個数については、以下を参考にすること。〔要領〕</li> </ul> <p data-bbox="331 1935 1262 1962">浴槽内面積＝収容定員※1×0.5※2×0.5※3×0.5㎡※4×宿泊者男女比※5</p> <p data-bbox="331 1982 1262 2009">洗い場面積＝収容定員※1×0.5※2×0.5※3×1.1㎡※6×宿泊者男女比※5</p> <p data-bbox="331 2029 1177 2056">給水（湯）栓数＝収容定員※1×0.5※2×0.5※3×宿泊者男女比※5</p>																									

項目	基準
浴室	<p>(注) 給水(湯) 栓数は、少数点以下を四捨五入して算定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※1 入浴設備を有しない客室定員の合計に、専用入浴設備を有する客室定員の合計の50%を加えた人数を収容定員とすること。</li> <li>※2 入浴者の最も多い時間帯(20～21時)の入浴者数(収容定員の50%とする。)</li> <li>※3 入浴者のうち浴槽使用者及び洗い場使用者の比率(50%とする。)</li> <li>※4 入浴者1人当たりの浴槽使用面積</li> <li>※5 宿泊者男女比は、各施設の特性により設定すること。</li> <li>※6 入浴者1人当たりの洗い場使用面積</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シャワー室を設ける場合は、入浴に支障が生じないよう適当な数として、客室定員を合計した人数に対しおおむね10人に1個の割合で備え付けることが望ましい。シャワー室に脱衣室を付設する場合、脱衣室の床面は、シャワー室の水が流入しないよう当該室より5cm以上の高さを有すること。[要領]</li> <li>○貯湯槽や調節槽等の構造設備について、点検、清掃、排水が行える構造とすることが望ましい。[要領]</li> <li>○共同浴室の構造設備等については、旅館業法令で定める規定を適用するほか、「東京都北区公衆浴場法施行条例」第4条第2項第2号の規定に該当する「その他の公衆浴場」の構造設備、管理基準に準ずるものとする。[要領] <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同浴室は原則として男女別に設けなければならないが、施設が単一性別の専科である場合で、従業員も単一性別のみであり、男女区分が必要ないと客観的に認める場合は、事前に協議すること。なお、ここでの性別は「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」(令和5年6月23日付薬生衛発0623第1号)に基づく性別であり、身体的特徴をもって判断されるものであることに留意すること。[要領]</li> </ul> </li> <li>○浴室の内部が、当該浴室の外から容易に見えるような人の性的好奇心をそそるおそれのある構造であってはならない。[国通知 S59.8.27]</li> <li>○脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、入浴前に体を洗うこと等、浴槽に汚れを持ち込まないための利用者への注意喚起を掲示すること。[要領]</li> </ul>
ろ過器等を使用し循環させる場合の構造設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。[条8-*5エ]</li> <li>・ろ過器等とは、ろ過器を使用して浴槽水を循環している場合以外に、ろ過器を使用せず、加温装置のみを経由させて循環している場合や、湯水を循環させて水流を発生させる装置を有する場合も含む。[要領]</li> <li>・原則として、ろ過器等を配置する機械室と浴槽との距離を最短距離とし、循環配管を可能な限り短くすること。循環系統の各設備において停滞水が発生しない構造にようにし、ろ過器及び循環配管内から完全に排水できるようにすること。[要領]</li> <li>(1) ろ過器は十分なるろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。[条8-*5エ(1)]</li> <li>・ろ過器は、1時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有すること。また、浴槽ごとにろ過機を設置することが望ましい。[要領]</li> </ul>

項目	基準
ろ過器等を使用し循環させる場合の構造設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒装置を使用する等、消毒のための塩素剤を注入する箇所を設ける場合は、ろ過器の直前に設置すること。[要領]</li> <li>・集毛器は、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であること。また、蓋は内部が目視できるよう、透明アクリル材などの使用が望ましい。[要領]</li> </ul> <p>(2) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。[条8-*5エ(2)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質であること。[要領]</li> <li>・逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。[要領]</li> </ul> <p>(3) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。[条8-*5エ(3)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環浴槽水を浴槽水面の上部から補給する方式についても、利用者が打たせ湯的に使用する危険性がある場合は禁止とすること。[要領]</li> </ul> <p>(4) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。[条8-*5エ(4)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。[要領]</li> </ul> <p>(5) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。[条8-*5エ(5)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環してろ過された湯水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造とし、当該湯水の誤飲及びエアロゾルの発生を防止すること。循環浴槽水を落とし込みにより浴槽に補給する場合は、入浴者が誤って飲用したり、飛まつを吸引したりすることのないよう、飲用禁止の表示や入浴者が落とし込み部分に近づかないような措置、または飛まつが発生しない方法で補給する等の措置を講じること。[要領]</li> </ul> <p>(6) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。[条8-*5エ(6)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環水取入口は目皿等を設置することにより、吸込み事故を防止する構造とすること。[要領]</li> </ul> <p>(7) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。[条8-*5エ(7)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気泡発生装置等は、設備が汚染されないよう点検、清掃が行える構造とし、また内部や配管下部において浴槽水が滞留しないよう、操作しやすい位置に排水弁を設ける又はそれと同等の機能を有することにより排水できる構造とすること。空気取入口は土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は取入口にフィルターを設置すること。[要領]</li> </ul> <p>(8) 浴槽における原水又は原湯、循環系統への補給水の注入口は、循環配管に直接接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。[要領]</p>
表示する事項	<p>○客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。[条7-*1]</p> <p>○客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。[条7-*2]</p>
施設名称の掲示	<p>○営業施設には、公衆の見やすい場所に施設の名称を掲げること。[条7-*3]</p>

項目	基準
ロビー	<p>○ロビーや食堂等を設ける場合は、以下を参考にすること。[要領]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロビーの面積=収容定員×{(0.1※1×6.3㎡※2×1/4)+(0.2※1×1.1㎡※3)}</li> </ul> <p>(注) ※1 最も混雑する時間帯の利用率</p> <p>      ※2 4人がけの応接セット及び所要の通路面積=0.8×1.8m+1.8×2.7m=6.3㎡</p> <p>      ※3 1人がけの椅子面積=0.9×1.2m=1.08㎡≒1.1㎡</p>
食堂等	<p>○食堂等、飲食に用いる室を設ける場合は、宿泊者等の食事の需要を満たすことができるよう収容定員等利用者の実態を勘案し、1人当たり0.8㎡以上、さらに1㎡以上が望ましい。[要領]</p>
その他	<p>○設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。[令1-1-7]</p>

## (2) 管理体制

項目	基準
営業従事者の常駐	<p>○営業施設には、適正な運営を行うため、営業時間中に営業従事者を常駐させること。ただし、営業者自らが常駐する場合は、この限りでない。[条7-*5]</p> <p>○常駐するにあたって、従業員が飲食や休憩（仮眠できる設備を有すること）を可能とする十分な面積を有する専用の控室を設け、設置場所は玄関帳場と一体とすることが望ましい。[要領]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常駐する人数は施設規模に応じた十分な人員を確保するとともに、常駐体制が確立されていることを勤務状況のわかる勤務表や従業員名簿などを提示することで、確実に常駐できる体制であるか判断する。[要領]</li> </ul> <p>○居住型施設について、「生活の本拠とする」とはその住宅に住民票があつて、住宅宿泊事業法の「不在とならない場合」に該当するものである。そのため、宿泊者が営業施設を利用している間、営業者は生活の本拠として使用する住宅から原則1時間以上不在にならないようにすること。[要領]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、営業者が施設に居住し管理できることを判断するにあたっては、<b>申請時まで</b>に一定期間居住していた実績があることを条件とする。また、客室数が5室以下かつ定員数が10名以下であつて、それに係る管理業務を営業者自らが行う場合のみ営業を認めるものであつて、<b>申請は個人の場合のみ認められる</b>。[要領]</li> </ul>
名簿 <small>※参考書式はP.42</small>	<p>○営業者は、旅館業の施設その他厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備えること。[法6-1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。[規4の2-1]</li> <li>厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。[規4の2-2]               <ul style="list-style-type: none"> <li>一 旅館業の施設</li> <li>二 営業者の事務所</li> </ul> </li> </ul> <p>○営業施設には、営業従事者名簿を備えること。[条7-*4]</p>
管理者	<p>○宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となつて管理する営業施設については、この限りでない。[条5-*12]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理者の資格は、特別に定めないが、施設の一般的な衛生管理が行える者とする。[要領]</li> <li>管理者は施設及び宿泊者の管理を主となつて担う責任者であるため、営業者が個人の場合は営業者自身、法人の場合は法人の従事者とする。法人の従事者とは直接の雇用関係にある者であることが条件で、業務委託による営業従事者が担うことは原則として認められない。ただし、運営についてすべての管理業務が委託されている場合、委託契約書を提出させた上で、営業者と管理者が別であることを認める。[要領]</li> <li>管理者は、営業施設ごとに置くことが原則であり、施設ごとに管理者個人名での届出をする必要があるが、施設同士が近接しており、かつ規模的に兼務して支障ない等と許可権者が認められる場合には、管理者は複数施設を兼務することができる。[要領]</li> </ul>

### Ⅲ－３ 簡易宿所営業

#### (1) 構造設備

項目	基準
客室	<p>○客室の延べ床面積は、33㎡（宿泊者の数を10人未満とする場合には、当該宿泊人数に3.3㎡を乗じて得た面積）以上であること。[令1-2-1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・客室の延べ床面積は、各客室の構造部分の合計床面積（寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積）を合計した面積とする。[細16-2]</li> <li>・宿泊者が立ち入らない部分である押入れ、床の間等は含まれない。[要領]</li> <li>・客室の床面積は、内法により算定したものであること。[要領]</li> </ul> <p>○多人数で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。[条9-1-2]</p> <p>○多人数で共用する構造及び設備は、面積、寝具設備等から判断して1室に2人以上宿泊することが可能であり、かつ、営業者が当該客室を多人数で共用させるものとして予定していることが客観的に認められるものをいう。[要領]</p>
客室の最高収容定員	<p>○構成する全ての宿泊室（寄宿舍及び一戸建ての住宅においてはこれらの建築物全体）について、それぞれ一団地で利用させる営業 一客室の有効面積3.3㎡について1人[条5-*6イ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成する全ての宿泊室（寄宿舍及び一戸建ての住宅においてはこれらの建築物全体）について、それぞれ一団地で利用させる営業の施設（以下、「不在型施設」）は、いわゆる民泊サービスを想定したものであり、既存住宅を転用又は新築により住宅転用可能な「ホテル又は旅館」用途の建築物を使用し、共同住宅一部屋全体や一戸建てであれば丸ごとを一団体が専有部分として利用する、いわゆる「一戸貸し」や「一棟貸し」のみで構成されたものである。共同住宅一部屋や一戸建ての内部で仕切られた小部屋をそれぞれ別の団体が利用し、共同住宅一部屋や一戸建て全体として2つ以上の団体が混在するものを含まず、その類型はウに掲げる施設となる。[要領]</li> </ul> <p>○上記以外の営業 一客室の有効面積1.5㎡について1人[条5-*6ウ]</p> <p>○一客室の有効面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。[細9]（客室に付随する浴室、便所、押入れ、床の間等は含まれない。）</p> <p>○有効面積の算定は内法により行い、各客室に表示する定員数は、有効面積から算定される最高宿泊定員を超えないこと。[要領]</p>
寝台	<p>○寝台を置く場合は、以下を参考にすること。[要領]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝台は幅員0.85m、長さ1.95mの広さを有すること（幅員1.0m、長さ2.1m以上が望ましいこと）</li> <li>・寝台は、床面からマットレスの上面までの高さがおおむね0.4m以上あること</li> <li>・寝台を隣接して置く場合は、おおむね0.75m以上の間隔を有することが望ましいこと</li> <li>・マットレスは適当な厚さを有しており、おおむね10cm程度の厚さが望ましいこと</li> <li>・毛布は身体を包むのに十分な大きさを有しており、おおむね幅員1.4m、長さ2.3m以上が望ましいこと</li> </ul>

項目	基準
寝台	<p>○階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。[令1-2-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階層式寝台とは、いわゆる汽車式寝台を指すものであって、階層の部分が中二階的に広がって何人も並んで就寝のできるようなものは認めない。これは、狭い面積に多数人を収容し、衛生上および危害予防上好ましくないことによる。[要領]</li> <li>・個室にならないよう施錠設備を設けず、カーテン等を備え付けることにより、他の場所からの光線を避けることができる構造であること。[要領]</li> <li>・幅員が0.9m以上、長さ1.85m以上の広さを有し、さらに幅員1.0m、長さ2.1m以上が望ましいこと。[要領]</li> <li>・上段のふちには、宿泊者が寝台から落ちないように床板からおおむね0.2mの高さに手すりを設ける等適切に措置することが望ましいこと。[要領]</li> <li>・下段の寝台は、床面からマットレス上面までの高さが0.35m以上であること。[要領]</li> <li>・いわゆるカプセル型の寝台は、適当な照明設備を有し、良好な空気環境を保つことができる構造であること。[要領]</li> </ul>
客室のガス設備 (設ける場合)	<p>○客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。[条9-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用の元栓を有すること。[条9-2]</li> <li>・ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。[9-2]</li> </ul>
物品	<p>○施設の外壁、屋根、広告物及び外観等は、立地場所における周囲の善良な風俗を害することがないように意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。[国通知S59.8.27]</p>
換気	<p>○適当な換気の設備を有すること。[令1-2-3]</p> <p>○営業施設については、次の換気措置を講じること。[条5-*1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。[条5-*1ア]</li> <li>・機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。[条5-*1イ]</li> </ul>
客室の採光	<p>○睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。[条9-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・睡眠、休憩等の用に供する部分には、有効床面積の10分の1を目安とした面積の窓を設置すること。[要領]</li> </ul> <p>○前面に空地がある等衛生上支障がない場合を除き、客室を地階に設けてはならないこと。[条9-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採光が全く得られない窓のない部屋は客室として認められないため、地階に客室は原則設けることができない。[要領]</li> </ul>

項目	基準																																	
照明	<p>○適当な採光、照明の設備を有すること。[令 1-2-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を有すること。[条 5-*2]</li> <li>・施設内の各場所の床面それぞれの位置において以下の照度が確保されていることが望ましい。[要領]</li> </ul> <table border="1" data-bbox="284 338 1449 1099"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>照度 (ルクス)</th> <th>測定地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●玄関帳場 (フロント)</td> <td>700~1,500</td> <td>作業面</td> </tr> <tr> <td>玄関、会計事務室、荷物受渡台、 ●客室机、●洗面鏡</td> <td>300~700</td> <td>玄関は床面、客室等の机は作業面、洗面鏡は主に対人物鉛直面照度、その他は作業面</td> </tr> <tr> <td>宴会場又はホールその他これに類する場所</td> <td>150~700 (舞台照明は含まない)</td> <td>床面</td> </tr> <tr> <td>事務室、食堂その他飲食に使用する場所</td> <td>150~300</td> <td>作業面 (約 80 cm の高さ)</td> </tr> <tr> <td>ロビー、便所</td> <td>70~300</td> <td>床面</td> </tr> <tr> <td>娯楽室、脱衣室、客室、階段、廊下</td> <td>70~150</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>非常階段、廊下</td> <td>30~70</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>30~150</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>客室、廊下、階段の夜間専用照明設備</td> <td>1.5~3</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場所</td> <td>100 以上</td> <td>床面から 80 cm の高さ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ●印の作業場所は、局部照明を併用することによって必要な照度を得ることができる。</p>	場所	照度 (ルクス)	測定地点	●玄関帳場 (フロント)	700~1,500	作業面	玄関、会計事務室、荷物受渡台、 ●客室机、●洗面鏡	300~700	玄関は床面、客室等の机は作業面、洗面鏡は主に対人物鉛直面照度、その他は作業面	宴会場又はホールその他これに類する場所	150~700 (舞台照明は含まない)	床面	事務室、食堂その他飲食に使用する場所	150~300	作業面 (約 80 cm の高さ)	ロビー、便所	70~300	床面	娯楽室、脱衣室、客室、階段、廊下	70~150	〃	非常階段、廊下	30~70	〃	浴室	30~150	〃	客室、廊下、階段の夜間専用照明設備	1.5~3	〃	上記以外の場所	100 以上	床面から 80 cm の高さ
場所	照度 (ルクス)	測定地点																																
●玄関帳場 (フロント)	700~1,500	作業面																																
玄関、会計事務室、荷物受渡台、 ●客室机、●洗面鏡	300~700	玄関は床面、客室等の机は作業面、洗面鏡は主に対人物鉛直面照度、その他は作業面																																
宴会場又はホールその他これに類する場所	150~700 (舞台照明は含まない)	床面																																
事務室、食堂その他飲食に使用する場所	150~300	作業面 (約 80 cm の高さ)																																
ロビー、便所	70~300	床面																																
娯楽室、脱衣室、客室、階段、廊下	70~150	〃																																
非常階段、廊下	30~70	〃																																
浴室	30~150	〃																																
客室、廊下、階段の夜間専用照明設備	1.5~3	〃																																
上記以外の場所	100 以上	床面から 80 cm の高さ																																
排水	<p>○適当な防湿及び排水の設備を有すること。[令 1-2-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。[条5-*3]</li> </ul>																																	
寝具格納設備	<p>○宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。[条 9-2]</p> <p>○寝具類の収納設備を設ける場合には、清掃用具の保管場所とは別に設け、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。[条 9-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和室の場合等、押入等の収納戸棚は原則として各室に設置し、それにより難しい場合は従事者の利用しやすい位置に、清掃用具の保管場所とは別に、寝具の収納に十分な広さを有する収納室 (リネン室) 等を必要に応じて設置すること。[要領]</li> </ul>																																	

項目	基準
玄関帳場	<p>○宿泊者の利用しやすい位置に受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。 ただし、以下の(1)、(2)に該当する施設であって、客室数5室以下かつ宿泊定員10人以下のものについては、この限りでない。[条9-2][細17]</p> <p>○玄関帳場（フロント）を設ける場合は、利用者の出入口、特に入口においては、営業者と宿泊しようとする者が必ず応接できる構造とすること。営業者と全く応接せず客室に自由に入出りできる構造となるものは認められない。[要領]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関帳場には、カウンターを設け、長さが1.8m以上、面積が3㎡以上の広さのものであることが望ましい。[要領]</li> <li>・玄関帳場の内側には、カウンターから適当な距離を隔てて客室の鍵を保管する設備を有し、カウンターの外側には収容定員に応じて十分な広さを確保し、1.6m以内には植木やカーテン等の宿泊事務に支障となる物品を備え付けないようにすることが望ましいこと。[要領]</li> <li>・管理棟により管理する場合には、適当なフロント等を設け、車により入場する者を十分に確認できる構造とすること。[要領]</li> <li>・玄関帳場（フロント）には、宿泊者その他の利用者の出入りを容易に見ることができないような囲いを設けたり、また相対する宿泊者等に直接面接できないような構造等の措置を講じたりしてはならないこと。[国通知S59.8.27]</li> </ul> <p>(1) 営業者が自己の生活の本拠として使用する住宅（以下、「居住型施設」）。[条9-1-3-ア(但書き)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住型施設は条例第5条第6号ウに該当するため、多数人で共用しない客室は、総客室の延べ床面積の2分の1未満でなくてはならないとともに、多数人が宿泊できる部屋については見知らぬ他人が一客室に宿泊する可能性を鑑み、鍵の設置は避けること。[要領]</li> <li>・営業者が居住している場合で、玄関帳場の設置を緩和できる規定は、住居の一出入口からすべての宿泊者が出入りし、空間として一体性を有しているため、営業者が緊急時にただちに対応できる状態であることを想定しており、長屋のように出入口が分離できるものは該当しない。[要領]</li> </ul> <p>(2) 不在型施設であって、次のいずれにも該当するもの。[条9-1-3-イ(但書き)]</p> <p>① 玄関帳場に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的要件としては以下（ア）～（ウ）の通り。特に宿泊客及び宿泊客以外の出入りの状況を確認できる設備、宿泊者名簿の正確な記載、適切な鍵の受渡しについて、玄関帳場で行うべき機能についての代替手段をそれぞれ提示し、かつその代替手段をとることによって善良な風俗が保持出来ないおそれがないよう十分配慮した手段を検討すること。[要領]</li> </ul> <p>(ア) ビデオカメラ等を設置することにより、宿泊者の出入りの状況を確認できること。</p> <p>宿泊者が施設を出入りする映像が映る位置（共同住宅の場合は各部屋の玄関前（広角の場合等、複数の部屋の玄関が映る場合は兼用可）、一戸建て等の場合は、建物の玄関前）に防犯カメラ（ネットワークカメラ等、常時閲覧が可能なものであって、かつ録画が可能であり、72時間以上保存できるもの）を設置する。管理事務所等には、モニターを配置し、常時モニタリングするか、動体検知したときに管理者等に通知されるものとする。</p>

項目	基準
玄関帳場	<p>(イ) 管理事務所等において宿泊者との面接を行い、宿泊者名簿の記載を行うこと。</p> <p>原則、管理事務所等を近隣に確保し、その場で本人確認及び宿泊者名簿の正確な記載をすること。管理事務所等においては、対面と同等の手段として以下のいずれの条件を満たすICTを活用した方法等により行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。</li> <li>2) 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。</li> </ol> <p>当該方法の例としては、施設内等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等を想定しており、旅券については画像にて確実に確認・保存すること。その他、宿泊者名簿の内容を確実に取得できる方法を提示すること。宿泊者名簿の内容については電子媒体での記録・保存でも可とする。ただし、旅館業法第7条第1項の規定による立入検査時に確認できるようにすること。</p> <p>(ウ) 管理事務所等から旅館業営業施設まで職員が宿泊者に付き添って案内し、職員が解錠のうえ宿泊者に鍵を引き渡すこと。</p> <p>原則、管理事務所等を近隣に確保し、鍵の受け渡しをすること。管理事務所等において鍵の受け渡しが直接できない場合は、施錠管理のセキュリティーを確保する方法について提示すること（デジタルキーの設置等）。暗証番号方式の施錠管理（キーボックスは不可）をする場合は、番号の変更を行うことができる設備を設置し、定期的に番号を変更すること（最低でも1ヶ月に1回以上、宿泊者ごとが望ましい）。また、宿泊者所有の機器を利用せずに解錠できるものが望ましい。</p> <p>② 事故が発生した時その他の緊急時における迅速な対応を可能とする体制を整えていること。 以下（ア）～（ウ）のいずれにも該当するものとする。[細18]</p> <p>(ア) 宿泊客の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、おおむね10分以内に営業従事者等が駆けつけることができる体制が整備され、かつ、常時対応することができること。 [細 18-*1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な旅館業の運営のため、不在型施設については、標識の連絡先に対して、24時間365日常に連絡が取れることが必須であり、管理者はこの体制に基づき、宿泊者及び施設管理についての全責任を担うこと。[要領]</li> <li>・宿泊者の緊急を要する状況に対し、即座に駆けつけ、対応できる体制であることが求められるため、原則として徒歩や自転車など交通事情に左右されない方法により、おおむね10分以内に到着できる場所に駆けつけ元となる施設があることが条件となる。駆け付けに要するおおむね10分以内とは、徒歩や自転車などを使用する場合は15分以内、車や電車などを利用する場合は10分以内とし、実際に駆けつける場所からの実測距離とその交通手段から以下を参考に妥当性を判断する。[要領]</li> </ul> <p>駆け付け元が複数になる場合は、管理者の責任のもと24時間連絡・対応可能な体制を整備するとともに、夜間でも必ず現地対応できることが条件となる。駆け付け元は施設検査時に現地確認する。</p> <p>徒歩…1分80メートル 自転車…1分180メートル（目安） バイク・自動車…1分250メートル（目安）</p>

項目	基準
玄関帳場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の駆け付けは、事故や火災、不審者等施設内外の異常を探知して、それに対応する措置の必要性を判断するとともに、早急に対処できることが条件となる。駆け付けが必要と判断した際は、時間を問わず駆けつけるとともに、駆けつけた者はその状況に対して可能な対処を実施し、管理者に対して状況を説明し、報告する責務があること。[要領]</li> <li>・警備会社に委託する場合は、「火災を探知し対応するサービス」と、「非常時に事業者等からの求めに応じて駆け付け対応するサービス」を契約することにより、早急に対処できる体制の一部としてみなすことができる。おおむね10分以内に駆けつけられない場合は、警備会社との契約を求め、警備会社に委託する場合のみ、警備業法にて規定される25分以内の駆け付けを認める。警備会社との契約については契約書を提出すること。[要領]</li> <li>・体制については、管理誓約書にて体制を示すとともに常時対応する旨を誓約すること。また、この体制の整備により営業が成立するので、その実態を示すものとして、条例第7条第4号に規定する従業者名簿、あるいは、業務契約している旨を証する書類の写しを提出すること。[要領]</li> </ul> <p>(イ) 営業施設と管理事務所等との間に通話機器が設置されていること。[細 18-*2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通話機器については、営業者が営業施設に設置すること。通話機器としては、固定電話のほか、タブレット端末、インターフォン等が考えられ、管理事務所等と簡単に通話できる設定がされていること。[要領]</li> </ul> <p>(ウ) 火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先その他宿泊者の安全を確保するために営業者が必要と認める事項について宿泊者に応じた言語で記載された案内が、書面の備付けその他適切な方法により営業施設内で行われていること。[細 18-*3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な事項が記載された書面を居室に備え付けることによるほか、タブレット端末への表示等により、宿泊者が営業施設に宿泊している間必要に応じて閲覧できる方法によること。特に、災害時等の通報連絡先においては、緊急時にすみやかに確認することが可能なものを備え付けておくものとする。内容については、申請時には添付できないとしても、実地調査の際には確実に確認できるようにすること。この案内については、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明（条例第7条第7号関係）の内容と合わせて、施設に備え付けておくこと。具体的な内容の例示については、以下の通り。[要領]</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先に関する案内 <ul style="list-style-type: none"> <li>消防署（119番通報）、警察署（110番通報）、医療機関、大使館、管理者への連絡方法を説明すること。</li> </ul> </li> <li>2) 営業施設の設備の使用法の案内 <ul style="list-style-type: none"> <li>火災の防止のために必要な設備の使用法のほか、電子レンジ等の電気機器や浴槽等の水回りの使用方法、施設の施錠方法等宿泊者の安全を確保するために必要な設備の使用法について説明すること。</li> </ul> </li> <li>3) 災害時の避難場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設から避難場所までの経路が示された地図等を案内すること。</li> </ul> </li> </ol>

項目	基準																		
便所	<p>○適当な数の便所を有すること。[令 1-2-6]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大便器はおおむね幅員0.9m、奥行1.2m以上の広さを有する構造が望ましい。[要領]</li> <li>・座便式便所を設ける場合は、便所の正面の出入口からおおむね0.4m以上の間隔を有することが望ましい。[要領]</li> <li>・小便器を隣接して設ける場合、小便器の間は、おおむね0.7m以上の間隔を有することが望ましい。[要領]</li> </ul> <p>○宿泊者の利用しやすい位置に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。 [条9-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗設備には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。[条5-*9]</li> </ul> <p>○便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設けること。ただし、これにより難い場合には、宿泊定員に応じた適当な数を施設全体で有すること。 [条9-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「これにより難い場合」とは、施設が小規模であり、かつ各階ごとの面積が狭く、便所や浴室等の水まわりの設備を特定の階にまとめるような場合のことであって、各階ごとに定員が十分に確保されているような施設に適用されるものではない。[要領]</li> <li>・共同便所を設ける場合、最低限設置される便器は、男女各1個以上となる。便器の数は、下表に定める数以上であることが望ましい。便器数は当該階ごとの宿泊定員に応じた数を設置すること。設置場所については、調理室や配膳室がある場合等、衛生を確保すべき場所からおおむね3m以上の距離をとるなど、十分に配慮すること。[要領]</li> </ul> <table border="1" data-bbox="277 1104 1482 1299"> <tr> <td>収容定員</td> <td>1～5</td> <td>6～10</td> <td>11～ 15</td> <td>16～ 20</td> <td>21～ 25</td> <td>26～30</td> <td>31～300</td> <td>301以上</td> </tr> <tr> <td>便器数</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>10人に1加算 (※)</td> <td>20人に1加算 (※)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※10人に満たない端数は10人、20人に満たない端数は20人とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同便所は原則として男女別に設けなければならないが、施設が単一性別の専科である場合で、従業員も単一性別のみであり、男女区分が必要ないと客観的に認める場合は、事前に協議すること。なお、ここでの性別は「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」（令和5年6月23日付薬生衛発0623第1号）に基づく性別であり、身体的特徴をもって判断されるものであることに留意すること。[要領]</li> </ul> <p>○不在型施設については、当該宿泊室の宿泊定員ごとに、5人につき1個以上設置することが望ましい。[要領]</p>	収容定員	1～5	6～10	11～ 15	16～ 20	21～ 25	26～30	31～300	301以上	便器数	2	3	4	5	6	7	10人に1加算 (※)	20人に1加算 (※)
収容定員	1～5	6～10	11～ 15	16～ 20	21～ 25	26～30	31～300	301以上											
便器数	2	3	4	5	6	7	10人に1加算 (※)	20人に1加算 (※)											
洗面設備	<p>○宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。[令 1-2-5]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洗面所には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。[条 5-*9]</li> </ul>																		

項目	基準																
洗面設備	<p>○共同洗面所を設ける場合には、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができるよう適当な数を有すること。[条9-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同洗面所の給水栓の数は、次の表により得られる数以上であることが望ましい。[要領]</li> </ul> <table border="1" data-bbox="277 288 1458 389"> <tr> <td>収容定員</td> <td>1～5</td> <td>6～10</td> <td>11～15</td> <td>16～20</td> <td>21～25</td> <td>26～30</td> <td>31以上</td> </tr> <tr> <td>給水栓数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>10人に1加算(※)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※10人に満たない端数は10人、20人に満たない端数は20人とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同洗面設備（2給水栓以上を隣接して設け、ひとつの受水槽を共用するものをいう。）を設ける場合は、給水栓の間におおむね0.7m以上の間隔を有していることが望ましい。[要領]</li> <li>共同洗面所の設置場所は、宿泊者の利用しやすい場所とすること。[要領]</li> </ul>	収容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31以上	給水栓数	1	2	3	4	5	6	10人に1加算(※)
収容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31以上										
給水栓数	1	2	3	4	5	6	10人に1加算(※)										
浴室	<p>○当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。[令1-2-4]</p> <p>○清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。[条9-2]</p> <p>○浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水溝を適当な位置に設けること。[条9-2]</p> <p>○共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。[条9-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>脱衣室の面積は、浴室面積の50%以上が望ましい。[要領]</li> <li>洋式浴室（利用者が自ら浴槽水を給湯及び排水できる構造）を設ける場合は、シャワー設備を備え付け、水又は適当な温度の湯を十分に供給でき、湯の温度を調整できる装置を有するものであること。[要領]</li> <li>和式浴室（浴槽水を利用者ごとに取り替えないで使用する浴槽を付置した浴室）を設ける場合は、十分な数の上がり湯栓及び水栓を備え付けること。浴槽内面積、洗い場面積、水栓の個数については、以下を参考にすること。[要領]</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">浴槽内面積＝収容定員※1×0.5※2×0.5※3×0.5 m<sup>2</sup>※4×宿泊者男女比※5</p> <p style="margin-left: 2em;">洗い場面積＝収容定員※1×0.5※2×0.5※3×1.1 m<sup>2</sup>※6×宿泊者男女比※5</p> <p style="margin-left: 2em;">給水（湯）栓数＝収容定員※1×0.5※2×0.5※3×宿泊者男女比※5</p> <p style="margin-left: 2em;">（注）給水（湯）栓数は、少数点以下を四捨五入して算定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※1 入浴設備を有しない客室定員の合計に、専用入浴設備を有する客室定員の合計の50%を加えた人数を収容定員とすること。</li> <li>※2 入浴者の最も多い時間帯（20～21時）の入浴者数（収容定員の50%とする。）</li> <li>※3 入浴者のうち浴槽使用者及び洗い場使用者の比率（50%とする。）</li> <li>※4 入浴者1人当たりの浴槽使用面積</li> <li>※5 宿泊者男女比は、各施設の特性により設定すること。</li> <li>※6 入浴者1人当たりの洗い場使用面積</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>シャワー室を設ける場合は、入浴に支障が生じないよう適当な数として、客室定員を合計した人数に対しおおむね10人に1個の割合で備え付けることが望ましい。シャワー室に脱衣室を付設する場合、脱衣室の床面は、シャワー室の水が流入しないよう当該室より5cm以上の高さを有すること。[要領]</li> </ul>																

項目	基準
浴室	<p>○貯湯槽や調節槽等の構造設備について、点検、清掃、排水が行える構造とすることが望ましい。[要領]</p> <p>○共同浴室の構造設備等については、旅館業法令で定める規定を適用するほか、「東京都北区公衆浴場法施行条例」第4条第2項第2号の規定に該当する「その他の公衆浴場」の構造設備、管理基準に準ずるものとする。[要領]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同浴室は原則として男女別に設けなければならないが、施設が単一性別の専科である場合で、従業員も単一性別のみであり、男女区分が必要ないと客観的に認める場合は、事前に協議すること。なお、ここでの性別は「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」（令和5年6月23日付薬生衛発0623第1号）に基づく性別であり、身体的特徴をもって判断されるものであることに留意すること。[要領]</li> </ul> <p>○浴室の内部が、当該浴室の外から容易に見えるような人の性的好奇心をそそるおそれのある構造であってはならない。[国通知 S59.8.27]</p> <p>○脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、入浴前に体を洗うこと等、浴槽に汚れを持ち込まないための利用者への注意喚起を掲示すること。[要領]</p>
ろ過器等を使用し循環させる場合の構造設備	<p>○ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。[条9-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ過器等とは、ろ過器を使用して浴槽水を循環している場合以外に、ろ過器を使用せず、加温装置のみを経由させて循環している場合や、湯水を循環させて水流を発生させる装置を有する場合も含む。[要領]</li> <li>・原則として、ろ過器等を配置する機械室と浴槽との距離を最短距離とし、循環配管を可能な限り短くすること。循環系統の各設備において停滞水が発生しない構造にようにし、ろ過器及び循環配管内から完全に排水できるようにすること。[要領]</li> </ul> <p>(1) ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。[条9-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ過器は、1時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有すること。また、浴槽ごとにろ過機を設置することが望ましい。[要領]</li> <li>・消毒装置を使用する等、消毒のための塩素剤を注入する箇所を設ける場合は、ろ過器の直前に設置すること。[要領]</li> <li>・集毛器は、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であること。また、蓋は内部が目視できるよう、透明アクリル材などの使用が望ましい。[要領]</li> </ul> <p>(2) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。[条9-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質であること。[要領]</li> <li>・逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。[要領]</li> </ul> <p>(3) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。[条9-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環浴槽水を浴槽水面の上部から補給する方式についても、利用者が打たせ湯的に使用する危険性がある場合は禁止とすること。[要領]</li> </ul> <p>(4) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。[条9-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。[要領]</li> </ul>

項目	基準
ろ過器等を使用し循環させる場合の構造設備	<p>(5) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。[条9-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環してろ過された湯水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造とし、当該湯水の誤飲及びエアロゾルの発生を防止すること。循環浴槽水を落とし込みにより浴槽に補給する場合は、入浴者が誤って飲用したり、飛まつを吸引したりすることのないよう、飲用禁止の表示や入浴者が落とし込み部分に近づかないような措置、または飛まつが発生しない方法で補給する等の措置を講じること。[要領]</li> </ul> <p>(6) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。[条9-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環水取入口は目皿等を設置することにより、吸込み事故を防止する構造とすること。[要領]</li> </ul> <p>(7) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。[条9-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気泡発生装置等は、設備が汚染されないよう点検、清掃が行える構造とし、また内部や配管下部において浴槽水が滞留しないよう、操作しやすい位置に排水弁を設ける又はそれと同等の機能を有することにより排水できる構造とすること。空気取入口は土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は取入口にフィルターを設置すること。[要領]</li> </ul> <p>(8) 浴槽における原水又は原湯、循環系統への補給水の注入口は、循環配管に直接接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。[要領]</p>
表示する事項	<p>○客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。[条7-*-1]</p> <p>○客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。[条7-*-2]</p>
施設名称の掲示	<p>○営業施設には、公衆の見やすい場所に施設の名称を掲げること。[条7-*-3]</p>

## (2) 管理体制

項目	基準
営業従事者の常駐 (不在型施設を除く)	<p>○営業施設(不在型施設を除く。)には、適正な運営を行うため、営業時間中に営業従事者を常駐させること。ただし、営業者自らが常駐する場合は、この限りでない。[条7-*5]</p> <p>○常駐するにあたって、従業員が飲食や休憩(仮眠できる設備を有すること)を可能とする十分な面積を有する専用の控室を設け、設置場所は玄関帳場と一体とすることが望ましい。[要領]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常駐する人数は施設規模に応じた十分な人員を確保するとともに、常駐体制が確立されていることを勤務状況のわかる勤務表や従業員名簿などを提示することで、確実に常駐できる体制であるか判断する。営業従事者については、すべて従事者名簿に記載し、名簿は管理事務所に保管すること。[要領]</li> </ul> <p>○居住型施設について、「生活の本拠とする」とはその住宅に住民票があつて、住宅宿泊事業法の「不在とならない場合」に該当するものである。そのため、宿泊者が営業施設を利用している間、営業者は生活の本拠として使用する住宅から原則1時間以上不在にならないようにすること。[要領]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、営業者が施設に居住し管理できることを判断するにあたっては、<b>申請時まで</b>に一定期間居住していた実績があることを条件とする。また、客室数が5室以下かつ定員数が10名以下であつて、それに係る管理業務を営業者自らが行う場合のみ営業を認めるものであつて、<b>申請は個人の場合のみ認められる</b>。[要領]</li> </ul>
標識の掲示 (不在型施設)	<p>○不在型施設には、公衆の見やすい場所に見やすい大きさで以下に定める事項を記載した標識を掲げること。[条7-*6][細14]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可年月日</li> <li>・許可番号</li> <li>・営業者氏名又は管理者氏名</li> <li>・営業者又は管理者の緊急連絡先</li> </ul> <p>○公衆の見やすい場所に見やすい大きさで標識を掲げるとは、敷地境界にある門扉や玄関(建物の正面入り口)、建物外壁等の、おおむね地上1.2メートル以上1.8メートル以下(表札等を掲げる門扉の高さから玄関ドアの標準寸法2メートルの高さ以内)で、敷地外から公衆が規則の記載内容が無理なく認識できるような大きさで掲示することであり、原則として区が発行した標識を掲示すること。[要領]</p> <p>○共同住宅であつて、全体ではなく一部の部屋を旅館業にする場合にあつては、居住者以外でも立ち入れるエントランスの集合ポストなどに、その部屋の戸数分、簡易標識等を掲示し、どの部屋が旅館業の宿泊室なのか判断できるようにすること。[要領]</p>

項目	基準
名簿 ※参考書式 は P. 42	<p>○営業者は、旅館業の施設その他厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備えること。[法6-1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。[規4の2-1]</li> <li>・厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。[規4の2-2]               <ul style="list-style-type: none"> <li>一 旅館業の施設</li> <li>二 営業者の事務所</li> </ul> </li> </ul> <p>○営業施設には、営業従事者名簿を備えること。[条7-*4]</p>
宿泊者 への説 明 (不在型 施設)	<p>○不在型施設においては、宿泊者に対し、以下で定めるところにより説明すること。書面の備付けその他適切な方法により宿泊者に応じた言語で行わなければならない。[条7-*7][細15]</p> <p>(1) 騒音の防止のために配慮すべき事項[細15-1]</p> <p>大声での会話を控えること、深夜に窓を閉めること、バルコニー等屋外での宴会を開かないこと、営業施設内は楽器を使用しないこと等、営業施設及びその周辺地域の生活環境に応じ適切な内容を説明すること。特に早朝・夜間帯においては特段の配慮を求めること。[要領]</p> <p>(2) ごみの処理に関し配慮すべき事項[細15-2]</p> <p>宿泊者のごみによる営業施設の周辺地域における生活環境への悪影響を防止するため、営業者は宿泊者に対し、宿泊施設内で宿泊者が排出したごみについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）及び北区における事業系廃棄物の分類方法に従って、営業者の指定した方法（営業施設内の適切な場所にごみを捨てること等を含む）により排出するべきであること等を説明すること。特に宿泊者が営業施設外（家庭ごみの集積場所、周辺の敷地、公共の施設等）に勝手に排出することのないよう説明すること。[要領]</p> <p>(3) 火災の防止のために配慮すべき事項[細15-3]</p> <p>ガスコンロの使用のための元栓の開閉方法及びその際の注意事項、初期消火のための消火器の使用法、避難経路、通報措置等、営業施設及びその周辺地域の生活環境に応じ適切な説明をすること。[要領]</p> <p>(4) 営業施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項[細15-4]</p> <p>建物の使用や喫煙に関するルール、最寄りの駅等の便利施設からの経路（利用可能な交通機関に関する情報含む）等、宿泊者の認識不足による利用方法等の誤りによっては周辺地域の生活環境に影響を及ぼす性質のものに関して、適切な方法を説明すること。その他、性風俗サービスを営業施設内で利用しないことなど、過去の苦情内容を踏まえ、営業施設の利用にあたって特に注意すべき事項や、周辺地域への事前周知により周辺住民等から申し出のあった意見のうち、宿泊者に配慮を求めるべき事項を説明すること。[要領]</p>

項目	基準
管理者	<p>○宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。[条 5-*-12]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の資格は、特別に定めないが、施設の一般的な衛生管理が行える者とする。[要領]</li> <li>・管理者は施設及び宿泊者の管理を主となって担う責任者であるため、原則として、営業者が個人の場合は営業者自身、法人の場合は法人の従事者として、法人の従事者とは直接の雇用関係にある者であることが条件で、業務委託による営業従事者が担うことは原則として認められない。ただし、運営についてすべての管理業務が委託されている場合、委託契約書を提出させた上で、営業者と管理者が別であることを認める。[要領]</li> <li>・管理者は、営業施設ごとに置くことが原則であり、施設ごとに管理者個人名での届出をする必要があるが、施設同士が近接しており、かつ規模的に兼務して支障ない等と許可権者が認められる場合には、管理者は複数施設を兼務することができる。[要領]</li> </ul> <p>○不在型施設であって、玄関帳場を設けない施設については、宿泊者の非常時や緊急時、トラブルなどに対して責任をもって対応し、適切に対処する努めがある。具体的には次のような場合である。[要領]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 宿泊者から対応を求められたとき</li> <li>(2) 火災が発生したとき</li> <li>(3) 宿泊者の急病や傷害等の事故、感染症が発生したとき</li> <li>(4) 騒音や近隣トラブル又は宿泊者同士のトラブルにより外部から通報があったとき</li> <li>(5) 設備トラブルにより正常に使用できないとき</li> <li>(6) 本人確認できないときや宿泊者名簿の記載項目が足りないとき、パスポートの提示が得られないとき</li> <li>(7) 防犯カメラの映像が確認できないとき又は宿泊者以外の出入りが疑われるとき</li> <li>(8) 性風俗サービスを利用する等の善良の風俗が保持できないおそれがあるとき</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者は宿泊者からの求めや施設の異常を常時探知でき、すみやかに対応しなければならない。これより、管理者は施設及び宿泊者の管理を主となって担う責任者として、営業者名又は管理者氏名は標識に記載し、緊急時の連絡先を掲示する義務があるため、標識に掲示すべき管理者氏名と届出の管理者氏名を一致させることが望ましいが、法人の場合は商号でも差し支えないものとする。また、緊急時の駆け付け体制として、管理者と、連絡受付者や現地対応者が異なる場合は、管理者の責任の下で確実に対応し、適切に対処する旨を誓約させたいうえで、標識には連絡受付者の名称を併記すること。[要領]</li> <li>・法人の場合は直接の雇用関係にあるものであることが条件で、業務委託による営業従事者が担うことは原則として認められない。[要領]</li> </ul>

## Ⅲ－４ 下宿営業

### (1) 構造設備

項目	基準
客室の最高収容定員	<p>○一客室の有効面積3㎡について1人[条5-＊-6ア]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一客室の有効面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする（客室に付随する浴室、便所、押入、床の間等は含まれない。）。[細9] [要領]</li> </ul> <p>○有効面積の算定は内法により行い、各客室に表示する定員数は、有効面積から算定される最高宿泊定員を超えないこと。[要領]</p>
寝台	<p>○寝台を置く場合は、以下を参考にすること。[要領]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝台は幅員0.85m、長さ1.95mの広さを有すること（幅員1.0m、長さ2.1m以上が望ましいこと）</li> <li>・寝台は、床面からマットレスの上面までの高さがおおむね0.4m以上あること</li> <li>・寝台を隣接して置く場合は、おおむね0.75m以上の間隔を有することが望ましいこと</li> <li>・マットレスは適当な厚さを有しており、おおむね10cm程度の厚さが望ましいこと</li> <li>・毛布は身体を包むのに十分な大きさを有しており、おおむね幅員1.4m、長さ2.3m以上が望ましいこと</li> </ul>
客室のガス設備（設ける場合）	<p>○客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用の元栓を有すること。[条10]</li> <li>・ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。[条10]</li> </ul>
物品	<p>○施設の外壁、屋根、広告物及び外観等は、立地場所における周囲の善良な風俗を害することがないよう意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。[国通知S59.8.27]</p>
換気	<p>○適当な換気の設備を有すること。[令1-3-1]</p> <p>○営業施設については、次の換気措置を講じること。[条5-＊-1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。[条5-＊-1ア]</li> <li>・機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。[条5-＊-1イ]</li> </ul>
客室の採光	<p>○睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・睡眠、休憩等の用に供する部分には、有効床面積の10分の1を目安とした面積の窓を設置すること。[要領]</li> </ul> <p>○前面に空地がある等衛生上支障がない場合を除き、客室を地階に設けてはならないこと。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採光が全く得られない窓のない部屋は客室として認められないため、地階に客室は原則設けることができない。[要領]</li> </ul>

項目	基準																																	
照明	<p>○適当な採光、照明の設備を有すること。[令 1-3-1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を有すること。[条 5-*2]</li> <li>・施設内の各場所の床面それぞれの位置において以下の照度が確保されていることが望ましい。[要領]</li> </ul> <table border="1" data-bbox="280 338 1444 1099"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>照度 (ルクス)</th> <th>測定地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●玄関帳場 (フロント)</td> <td>700～1,500</td> <td>作業面</td> </tr> <tr> <td>玄関、会計事務室、荷物受渡台、 ●客室机、●洗面鏡</td> <td>300～700</td> <td>玄関は床面、客室等の机は作業面、洗面鏡は主に対人物鉛直面照度、その他は作業面</td> </tr> <tr> <td>宴会場又はホールその他これに類する場所</td> <td>150～700 (舞台照明は含まない)</td> <td>床面</td> </tr> <tr> <td>事務室、食堂その他飲食に使用する場所</td> <td>150～300</td> <td>作業面 (約 80 cmの高さ)</td> </tr> <tr> <td>ロビー、便所</td> <td>70～300</td> <td>床面</td> </tr> <tr> <td>娯楽室、脱衣室、客室、階段、廊下</td> <td>70～150</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>非常階段、廊下</td> <td>30～70</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>30～150</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>客室、廊下、階段の夜間専用照明設備</td> <td>1.5～3</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場所</td> <td>100 以上</td> <td>床面から 80 cmの高さ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ●印の作業場所は、局部照明を併用することによって必要な照度を得ることができる。</p>	場所	照度 (ルクス)	測定地点	●玄関帳場 (フロント)	700～1,500	作業面	玄関、会計事務室、荷物受渡台、 ●客室机、●洗面鏡	300～700	玄関は床面、客室等の机は作業面、洗面鏡は主に対人物鉛直面照度、その他は作業面	宴会場又はホールその他これに類する場所	150～700 (舞台照明は含まない)	床面	事務室、食堂その他飲食に使用する場所	150～300	作業面 (約 80 cmの高さ)	ロビー、便所	70～300	床面	娯楽室、脱衣室、客室、階段、廊下	70～150	〃	非常階段、廊下	30～70	〃	浴室	30～150	〃	客室、廊下、階段の夜間専用照明設備	1.5～3	〃	上記以外の場所	100 以上	床面から 80 cmの高さ
場所	照度 (ルクス)	測定地点																																
●玄関帳場 (フロント)	700～1,500	作業面																																
玄関、会計事務室、荷物受渡台、 ●客室机、●洗面鏡	300～700	玄関は床面、客室等の机は作業面、洗面鏡は主に対人物鉛直面照度、その他は作業面																																
宴会場又はホールその他これに類する場所	150～700 (舞台照明は含まない)	床面																																
事務室、食堂その他飲食に使用する場所	150～300	作業面 (約 80 cmの高さ)																																
ロビー、便所	70～300	床面																																
娯楽室、脱衣室、客室、階段、廊下	70～150	〃																																
非常階段、廊下	30～70	〃																																
浴室	30～150	〃																																
客室、廊下、階段の夜間専用照明設備	1.5～3	〃																																
上記以外の場所	100 以上	床面から 80 cmの高さ																																
排水	<p>○適当な防湿及び排水の設備を有すること。[令 1-3-1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。[条5-*3]</li> </ul>																																	
寝具格納設備	<p>○宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。[条 10]</p> <p>○寝具類の収納設備を設ける場合には、清掃用具の保管場所とは別に設け、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。[条 10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和室の場合等、押入等の収納戸棚は原則として各室に設置し、それにより難しい場合は従事者の利用しやすい位置に、清掃用具の保管場所とは別に、寝具の収納に十分な広さを有する収納室 (リネン室) 等を必要に応じて設置すること。[要領]</li> </ul>																																	
便所	<p>○適当な数の便所を有すること。[令 1-3-4]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大便器はおおむね幅員0.9m、奥行1.2m以上の広さを有する構造が望ましい。[要領]</li> <li>・座便式便所を設ける場合は、便所の正面の出入口からおおむね0.4m以上の間隔を有することが望ましい。[要領]</li> <li>・小便器を隣接して設ける場合、小便器の間は、おおむね0.7m以上の間隔を有することが望ましい。[要領]</li> </ul> <p>○宿泊者の利用しやすい位置に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。[条 10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗設備には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるよう備えること。[条5-*9]</li> </ul>																																	

項目	基準																		
便所	<p>○便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設けること。ただし、これにより難い場合には、宿泊定員に応じた適当な数を施設全体で有すること。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「これにより難い場合」とは、施設が小規模であり、かつ各階ごとの面積が狭く、便所や浴室等の水まわりの設備を特定の階にまとめるような場合のことであって、各階ごとに定員が十分に確保されているような施設に適用されるものではない。[要領]</li> <li>・共同便所を設ける場合、最低限設置される便器は、男女各1個以上となる。便器の数は、下表に定める数以上であることが望ましい。便器数は当該階ごとの宿泊定員に応じた数を設置すること。設置場所については、調理室や配膳室がある場合等、衛生を確保すべき場所からおおむね3m以上の距離をとるなど、十分に配慮すること。[要領]</li> </ul> <table border="1" data-bbox="276 622 1481 819"> <tr> <td>収容定員</td> <td>1～5</td> <td>6～10</td> <td>11～15</td> <td>16～20</td> <td>21～25</td> <td>26～30</td> <td>31～300</td> <td>301以上</td> </tr> <tr> <td>便器数</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>10人に1加算 (※)</td> <td>20人に1加算 (※)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※10人に満たない端数は10人、20人に満たない端数は20人とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同便所は原則として男女別に設けなければならないが、施設が単一性別の専科である場合で、従業員も単一性別のみであり、男女区分が必要ないと客観的に認める場合は、事前に協議すること。なお、ここでの性別は「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」（令和5年6月23日付薬生衛発0623第1号）に基づく性別であり、身体的特徴をもって判断されるものであることに留意すること。[要領]</li> </ul>	収容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～300	301以上	便器数	2	3	4	5	6	7	10人に1加算 (※)	20人に1加算 (※)
収容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～300	301以上											
便器数	2	3	4	5	6	7	10人に1加算 (※)	20人に1加算 (※)											
洗面設備	<p>○宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。[令1-3-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洗面所には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるよう備えること。[条5*-9]</li> </ul> <p>○共同洗面所を設ける場合には、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができるよう適当な数を有すること。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同洗面所の給水栓の数は、次の表により得られる数以上であることが望ましい。[要領]</li> </ul> <table border="1" data-bbox="276 1395 1453 1496"> <tr> <td>収容定員</td> <td>1～5</td> <td>6～10</td> <td>11～15</td> <td>16～20</td> <td>21～25</td> <td>26～30</td> <td>31以上</td> </tr> <tr> <td>給水栓数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>10人に1加算 (※)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※10人に満たない端数は10人、20人に満たない端数は20人とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同洗面設備（2給水栓以上を隣接して設け、ひとつの受水槽を共用するものをいう。）を設ける場合は、給水栓の間におおむね0.7m以上の間隔を有していることが望ましい。[要領]</li> <li>・共同洗面所の設置場所は、宿泊者の利用しやすい場所とすること。[要領]</li> </ul>	収容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31以上	給水栓数	1	2	3	4	5	6	10人に1加算 (※)		
収容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31以上												
給水栓数	1	2	3	4	5	6	10人に1加算 (※)												
浴室	<p>○当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。[令1-3-2]</p> <p>○清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。[条10]</p> <p>○浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水溝を適当な位置に設けること。[条10]</p>																		

項目	基準
浴室	<p>○共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脱衣室の面積は、浴室面積の50%以上が望ましい。[要領]</li> <li>・洋式浴室（利用者が自ら浴槽水を給湯及び排水できる構造）を設ける場合は、シャワー設備を備え付け、水又は適当な温度の湯を十分に供給でき、湯の温度を調整できる装置を有するものであること。[要領]</li> <li>・和式浴室（浴槽水を利用者ごとに取り替えないで使用する浴槽を付置した浴室）を設ける場合は、十分な数の上がり湯栓及び水栓を備え付けること。浴槽内面積、洗い場面積、水栓の個数については、以下を参考にすること。[要領]</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">浴槽内面積＝収容定員※1×0.5※2×0.5※3×0.5 m<sup>2</sup>※4×宿泊者男女比※5  洗い場面積＝収容定員※1×0.5※2×0.5※3×1.1 m<sup>2</sup>※6×宿泊者男女比※5  給水（湯）栓数＝収容定員※1×0.5※2×0.5※3×宿泊者男女比※5</p> <p style="margin-left: 2em;">（注）給水（湯）栓数は、少数点以下を四捨五入して算定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※1 入浴設備を有しない客室定員の合計に、専用入浴設備を有する客室定員の合計の50%を加えた人数を収容定員とすること。</li> <li>※2 入浴者の最も多い時間帯（20～21時）の入浴者数（収容定員の50%とする。）</li> <li>※3 入浴者のうち浴槽使用者及び洗い場使用者の比率（50%とする。）</li> <li>※4 入浴者1人当たりの浴槽使用面積</li> <li>※5 宿泊者男女比は、各施設の特性により設定すること。</li> <li>※6 入浴者1人当たりの洗い場使用面積</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シャワー室を設ける場合は、入浴に支障が生じないよう適当な数として、客室定員を合計した人数に対しおおむね10人に1個の割合で備え付けることが望ましい。シャワー室に脱衣室を付設する場合、脱衣室の床面は、シャワー室の水が流入しないよう当該室より5cm以上の高さを有すること。[要領]</li> </ul> <p>○貯湯槽や調節槽等の構造設備について、点検、清掃、排水が行える構造とすることが望ましい。[要領]</p> <p>○共同浴室の構造設備等については、旅館業法令で定める規定を適用するほか、「東京都北区公衆浴場法施行条例」第4条第2項第2号の規定に該当する「その他の公衆浴場」の構造設備、管理基準に準ずるものとする。[要領]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同浴室は原則として男女別に設けなければならないが、施設が単一性別の専科である場合で、従業員も単一性別のみであり、男女区分が必要ないと客観的に認める場合は、事前に協議すること。なお、ここでの性別は「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」（令和5年6月23日付薬生衛発0623第1号）に基づく性別であり、身体的特徴をもって判断されるものであることに留意すること。[要領]</li> </ul> <p>○浴室の内部が、当該浴室の外から容易に見えるような人の性的好奇心をそそるおそれのある構造であってはならない。[国通知 S59.8.27]</p> <p>○脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、入浴前に体を洗うこと等、浴槽に汚れを持ち込まないための利用者への注意喚起を掲示すること。[要領]</p>

項目	基準
ろ過器等を使用し循環させる場合の構造設備	<p>○ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ過器等とは、ろ過器を使用して浴槽水を循環している場合以外に、ろ過器を使用せず、加温装置のみを経由させて循環している場合や、湯水を循環させて水流を発生させる装置を有する場合も含む。[要領]</li> <li>・原則として、ろ過器等を配置する機械室と浴槽との距離を最短距離とし、循環配管を可能な限り短くすること。循環系統の各設備において停滞水が発生しない構造にするとし、ろ過器及び循環配管内から完全に排水できるようにすること。[要領]</li> </ul> <p>(1) ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ過器は、1時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有すること。また、浴槽ごとにろ過機を設置することが望ましい。[要領]</li> <li>・消毒装置を使用する等、消毒のための塩素剤を注入する箇所を設ける場合は、ろ過器の直前に設置すること。[要領]</li> <li>・集毛器は、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であること。また、蓋は内部が目視できるよう、透明アクリル材などの使用が望ましい。[要領]</li> </ul> <p>(2) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質であること。[要領]</li> <li>・逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。[要領]</li> </ul> <p>(3) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環浴槽水を浴槽水面の上部から補給する方式についても、利用者が打たせ湯的に使用する危険性がある場合は禁止とすること。[要領]</li> </ul> <p>(4) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。[要領]</li> </ul> <p>(5) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環してろ過された湯水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造とし、当該湯水の誤飲及びエアロゾルの発生を防止すること。循環浴槽水を落とし込みにより浴槽に補給する場合は、入浴者が誤って飲用したり、飛まつを吸引したりすることのないよう、飲用禁止の表示や入浴者が落とし込み部分に近づかないような措置、または飛まつが発生しない方法で補給する等の措置を講じること。[要領]</li> </ul> <p>(6) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環水取入口は目皿等を設置することにより、吸込み事故を防止する構造とすること。[要領]</li> </ul>

項目	基準
ろ過器等を使用し循環させる場合の構造設備	<p>(7) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清.掃及び排水を行える構造であること。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気泡発生装置等は、設備が汚染されないよう点検、清掃が行える構造とし、また内部や配管下部において浴槽水が滞留しないよう、操作しやすい位置に排水弁を設ける又はそれと同等の機能を有することにより排水できる構造とすること。空気取入口は土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は取入口にフィルターを設置すること。[要領]</li> </ul> <p>(8) 浴槽における原水又は原湯、循環系統への補給水の注入口は、循環配管に直接接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。[要領]</p>
表示する事項	<p>○客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。[条7-*1]</p> <p>○客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。[条7-*2]</p>
施設名称の掲示	<p>○営業施設には、公衆の見やすい場所に施設の名称を掲げること。[条7-*3]</p>

## (2) 管理体制

項目	基準
営業従事者の常駐	<p>○営業施設には、適正な運営を行うため、営業時間中に営業従事者を常駐させること。ただし、営業者自らが常駐する場合は、この限りでない。[条7-*5]</p> <p>○常駐するにあたって、従業員が飲食や休憩（仮眠できる設備を有すること）を可能とする十分な面積を有する専用の控室を設け、設置場所は玄関帳場と一体とすることが望ましい。[要領]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常駐する人数は施設規模に応じた十分な人員を確保するとともに、常駐体制が確立されていることを勤務状況のわかる勤務表や従業員名簿などを提示することで、確実に常駐できる体制であるか判断する。[要領]</li> </ul>
名簿 ※参考書式はP.42	<p>○営業者は、旅館業の施設その他厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備えること。[法6-1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。[規4の2-1]</li> <li>・厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。[規4の2-2] <ul style="list-style-type: none"> <li>一 旅館業の施設</li> <li>二 営業者の事務所</li> </ul> </li> </ul> <p>○営業施設には、営業従事者名簿を備えること。[条7-*4]</p>
管理者	<p>○宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。[条5-*12]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の資格は、特別に定めないが、施設の一般的な衛生管理が行える者とする。[要領]</li> <li>・管理者は施設及び宿泊者の管理を主となって担う責任者であるため、原則として、営業者が個人の場合は営業者自身、法人の場合は法人の従事者として、法人の従事者とは直接の雇用関係にある者であることが条件で、業務委託による営業従事者が担うことは原則として認められない。ただし、運営についてすべての管理業務が委託されている場合、委託契約書を提出させた上で、営業者と管理者が別であることを認める。[要領]</li> <li>・管理者は、営業施設ごとに置くことが原則であり、施設ごとに管理者個人名での届出をする必要があるが、施設同士が近接しており、かつ規模的に兼務して支障ない等と許可権者が認められる場合には、管理者は複数施設を兼務することができる。[要領]</li> </ul>

## IV. 衛生管理基準等

項目	基準
管理者の業務等	<p>○管理者は、施設の衛生管理が適切に行われるよう自主管理マニュアル及びその点検票を作成し、従事者に周知徹底させるとともに、従事者に対する衛生等の教育に努めること。[要領]</p>
宿泊を拒むことが出来る事由	<p>○営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。[法 5-1-1]</li> <li>・ 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。[法 5-1-2]</li> <li>・ 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として以下で定めるものを繰り返したとき。[法 5-1-3]</li> </ul> <p>(1) 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求。[規 5 の 6-* -1]</p> <p style="padding-left: 2em;">宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 615 号）第 2 条第 2 号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。</p> <p>(2) 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの。[規 5 の 6-* -2]</p> <p style="padding-left: 2em;">営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 8 条第 1 項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊施設に余裕がないとき。[法 5-1-4]</li> <li>・ 泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。[条 6-* -1]</li> <li>・ 他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。[条 6-* -2]</li> </ul> <p>○営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、以上のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。[法 5-2]</p>
客室等の清潔	<p>○客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。[条 5-* -4]</p> <p>○客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。[条 5-* -10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再使用する場合は適切な方法で洗浄、消毒すること。[要領]</li> </ul>
寝具類の清潔	<p>○布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。[条 5-* -5 ア]</p> <p>○シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。[条 5-* -5 イ]</p> <p>○布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。[条 5-* -5 ウ]</p>
ガスを使用の場合の措置	<p>○客室にガス設備を設ける場合には、次の措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと。[条 5-* -7 ア]</li> <li>・ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。[条 5-* -7 イ]</li> </ul>

項目	基準
飲料水等の衛生確保	<p>○浴室、洗面所及びトイレの手洗い設備への清浄な湯水の供給その他飲用水等の衛生確保については関係法令及び要綱等によること。[要領]</p> <p>○井戸水を飲用等に使用する施設は、消毒装置を設置するなど衛生確保に努めるとともに、東京都北区飲用井戸の衛生管理指導要綱に基づく管理を行うこと。[要領]</p>
浴室の衛生管理	<p>○湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。[条5-*8ア]</p> <p>○浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、以下のいずれにも該当する場合にあっては、1週間に1回以上換水して浴槽を清掃すること。[条5-*8イ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ過器を使用して浴槽水を循環させていること。[細10-*1]</li> <li>・薬湯を使用していない浴槽であること。[細10-*2]</li> <li>・次に掲げる書類が提出されていること。[細10-*3]</li> </ul> <p>(ア) 水質検査にてレジオネラ属菌が検出されなかったことを証する書類</p> <p>(イ) 浴槽水を循環させるときの措置に関する実施計画を示した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理が良好であり、公衆衛生上支障がないと区長が認めた場合[細10-*4]</li> <li>・共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。[条5-*8ウ]</li> </ul>
貯湯槽の管理	<p>○貯湯槽を使用するときは、次の措置を講じること。[条5-*8エ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、1年に1回以上定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。[条5-*8エ(1)][細11-1]</li> <li>・貯湯槽内の湯を摂氏60℃以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。[条5-*8エ(2)][細11-2]</li> </ul> <p>○清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。[条5-*8カ]</p>
ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる時の措置	<p>○ろ過器は、1週間に1回以上定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。[条5-*8オ(1)][細12-1]</p> <p>○浴槽水を循環させるための配管は、1週間に1回以上、定期的に内部の消毒を行うこと。[条5-*8オ(2)][細12-2]</p> <p>○集毛器は、毎日清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。[条5-*8オ(3)][細12-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1Lにつき0.4mg以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、以下で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。[条5-*8オ(4)][細12-4]</li> </ul> <p>(ア) 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと[細12-4-1]</p> <p>(イ) モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が1Lにつき3mg以上になるように保つこと。[細12-4-2]</p> <p>○浴槽水については、1年に1回以上、水質検査を行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。[条5-*8オ(5)][細12-5]</p> <p>○清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。[条5-*8カ]</p>
洗面所及び便所	<p>○便所に備え付ける手ぬぐい等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。[条5-*11]</p> <p>○便所、洗面所等に共用の手ぬぐいを置かないこと。[要領]</p>

## V. 宿泊者名簿等

### V-1 宿泊者名簿

営業者は、旅館業の施設又は営業者の事務所に下記の項目を記載した宿泊者名簿を備えること。宿泊者名簿は、正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存すること。また、区長の要求があったときは、これを提出しなければならない。 [法6][規4の2-1、2]

- ①氏名 ②住所 ③連絡先 [法6-1]  
 ④生年月日 ⑤到着日時 ⑥出発日時 ⑦室名 [細7]  
 (外国人に限る) ⑧前泊地 ⑨行先地 [細7]  
 (国内に住所を有しない外国人の場合) ⑩国籍 ⑪旅券番号 [規4の2-3]

宿泊者名簿の例 ※太枠内は宿泊者記載事項

フリガナ			
お名前 Name			
ご住所 Address	〒		
連絡先 Phone number		生年月日 Birthday	年 月 日
前泊地 Prior Destination		行先地 Next Destination	
国籍 Nationality		旅券番号 Passport No.	
ご到着	年 月 日 時 分	室名	号室
ご出発	年 月 日 時 分		

### V-2 従事者名簿

営業施設には、営業従事者名簿を備え付け、以下の事項を記載しておくこと。 [条7-\*4]

- ①氏名 ②生年月日 ③住所 ④従事職種 ⑤就業年月日 [細13]

従事者名簿の例

氏名	生年月日	住所	従事職種	就業年月日

本文中[ ]内は根拠法令等を示す。

凡例

[法 5-2]旅館業法第 5 条第 2 項

[条 8-3-1]東京都北区旅館業法施行条例第 8 条第 3 項第 1 号

法：旅館業法

令：旅館業法施行令

規：旅館業法施行規則

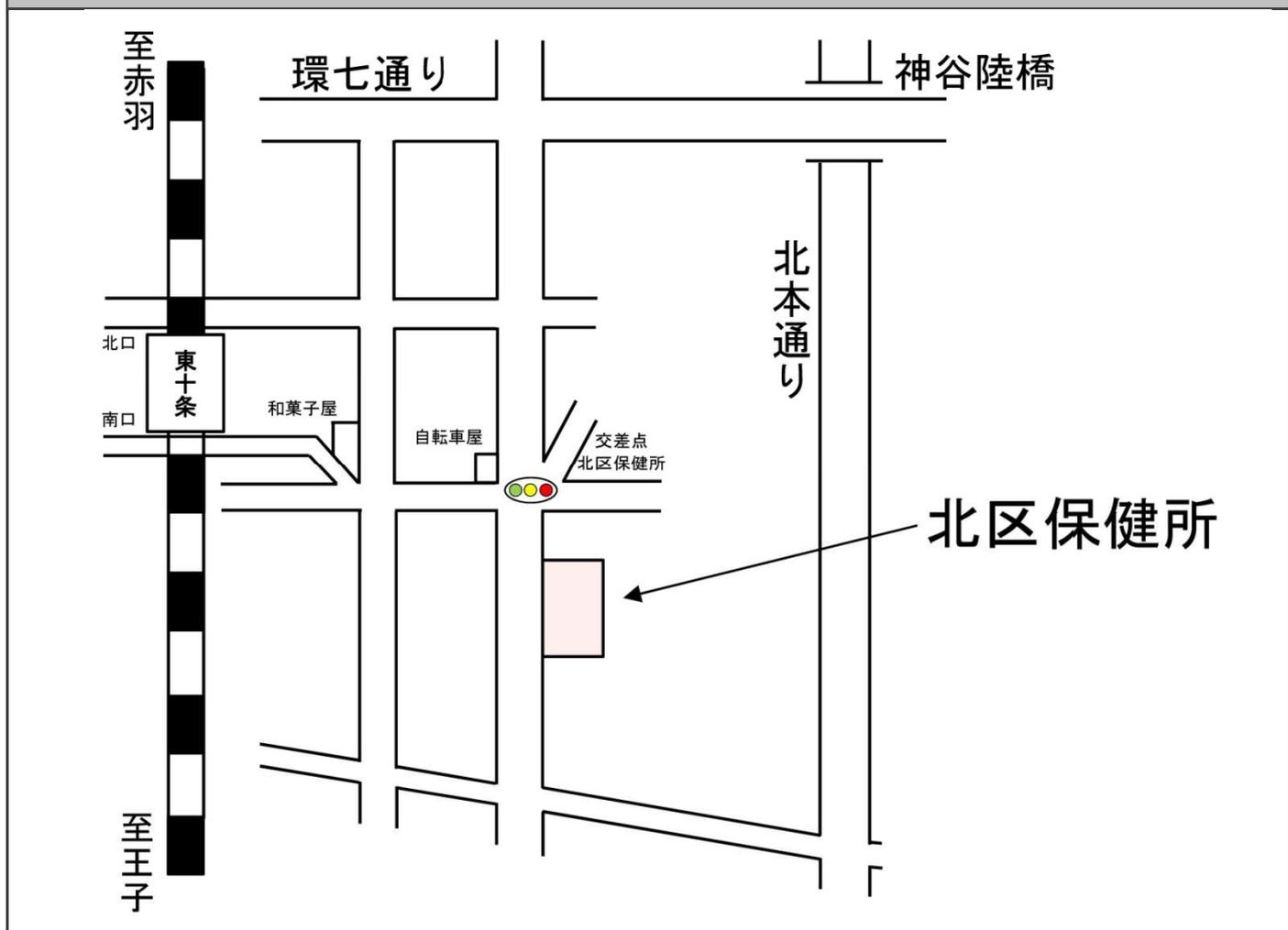
条：東京都北区旅館業法施行条例

細：東京都北区旅館業法施行細則

要領：東京都北区旅館業法施行条例事務取扱要領

# 保健所案内図

交通機関 JR 京浜東北線 東十条駅南口下車 徒歩 4 分



## 北区保健所 生活衛生課 環境衛生

所在地：東京都北区東十条 2 - 7 - 3

電話：03-3919-0720

登録番号

6-2-166